

令和2年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第8号）						
招集年月日	令和2年9月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年9月9日 午前11時04分			議長	徳永正道
	散会	令和2年9月9日 午後4時23分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	11番 小見田和行		12番 溝口峰男			
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸		事務局書記 丸山修一			
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	出田茂	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	船津宏	○	農林振興 課長	万江幸一朗	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	深水昌彦	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	山内悟	○	上下水道 課長	林敬一	○
	高齢福祉 課長	木下尚宏	○	農業委員会 事務局長	山本祐二	○
	健康推進 課長	松本良一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

## 議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 定例日の会議日程報告  
日程第 3 一般質問（ 4 人）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 定例日の会議日程報告  
日程第 3 一般質問（ 4 人）
- 

## 午前11時04分 開会

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、令和2年度あさざり町議会第6回会議を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は会議規則第124条の規定によって、11番、小見田和行議員。12番、溝口峰男議員を指名します。

### 日程第2 定例日の会議日程報告

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営について議会運営委員会が開催されておりますのでここで議会運営委員長の報告を求めます。小出議会運営委員長。

◎議会運営委員長（小出 高明君） おはようございます。議会運営委員会より報告いたします。去る9月1日火曜日午前中、午前10時より、議会議事堂第2研修室におきまして、議会運営委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。今定例日の会議日程については、本日より9月18日の金曜日までとすることにいたしました。なお、お手元に配布のとおり、18日には、予定された議案審議を終了し、第6回会議は閉会の予定であります。会議に付する事件については、すべての議案を本会議において審議することと致します。会議日程のなかで、本日から11日までの3日間、11日午前中は金婚夫婦表彰式が予定されているため、午後から一般質問を行うことと致します。今回は、12名の議員の登壇が予定されていますので、簡明で建設的な政策論争が展開されますよう、議員各位のご奮闘を期待いたします。なお、特に新型コロナウイルス感染症対策及び7月豪雨災害に関連する質問による様々な課題におきましては、9月定例日終了後、各常任委員会において、意見を取りまとめることとしておりますので、よろしく申し上げます。翌週14日から議案審議に入りますが、条例・予算議案8件については、当日に採決まで行なう予定であります。また、令和元年度決算認定8件の提案と監査委員の審査意見に対する質疑を行います。15日、16日の2日間で、認定8件の所管課ごとの質疑を行います。15日は、税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分。16日は、厚生文教常任委員会所管課分と税務課分といたします。今回も、各課より説明補助職員として、課長補佐以上の職員と障害認定審査会事務局長の出席を認めております。このため、詳細な質疑については、極力この2日間で済ませていただくようお願いいたします。なお、17日は休会とし、各委員会等の開催に

充てたいと思います。最終日の18日は、認定8件の総括質疑、採決、発議案件等の審議・採決および報告5件を行いますので、議事進行へのご協力を願います。また、今定例会も、新型コロナウイルス感染症対策のため、出入り口における手指消毒、マスク着用の徹底と休憩時間における窓の開閉の協力をお願いします。また、タブレットを使用しますので、操作につきましては、執行部、議員各位の責任においてスムーズに運営できますようご協力をお願いします。6月議運以降に事務局で受け付けた陳情等の取り扱いについては、配布した一覧表のとおりであります。なお、詳細については事務局において閲覧をお願いいたします。服装については、一般質問登壇者を含めて、クールビズといたします。その他、議会運営については、運営の指針のとおりでありますので、議員及び執行部とも、簡潔で分かりやすい発言を心掛けていただくようお願いいたします。それと、先ほど議会運営委員会を開催し、本日突然の機器の不具合により、後の時間を考慮し、諸般の報告、又は行政、教育行政の報告を取り止め一般質問から行う事をご報告いたします。以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

### 日程第3 一般質問

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず、13番、森岡 勉議員の一般質問です。

○議員（13番 森岡 勉君） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 13番森岡勉議員。

○議員（13番 森岡 勉君） 13番、森岡でございます。ただいまより一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、皆様方、よろしくお申し上げます。本題の前に、今回の豪雨で亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災されたすべての皆様方にお見舞いを申し上げたいと思っております。そして国がですね、被災を受けられた方々の住民の皆様の日も早いこう日常を取り戻すために、きめ細やかな対応をお願い申し上げたいと思っております。まず私の1点目の質問事項につきましては、通告のとおり、防災の人材の育成についてであります。100年に1度と言われる災いが球磨人吉地域を起こった7月豪雨で、球磨川が氾濫し、県内で亡くなられた方は65人で、球磨川流域で50人となっております。犠牲になられた方々の8割以上が溺死や溺死の疑いで半数が屋内で発見されたということがございます。急な増水で出られずに、豪雨では、安全な場所に迅速に避難することが重要だということがございますが、その判断は非常に難しいと思ったところでございます。国は昨年度、市町村の避難勧告や気象庁の警報注意報などの防災情報に住民がとるべき行動を5段階の警戒レベルに分け、住民にわかりやすくしたいけれども、なかなか徹底ができなかった感じがするところでございます。自治体の避難情報の避難勧告や指示のレベル4でもまだ雨は強くないと油断し、そしてレベル5が出たときには、避難が困難だったというケースが見受けられたようでございます。情報を出す前に河川の氾濫が始まったというケースもございます。地震大国日本では、地震の備えは徹底しており、学校や地域で避難訓練が行われ、揺れたら机の下に身を隠すとか、落下に備え屋外には急に飛び出さない等の咄嗟の行動が身につけられています。また、防災拠点となる自治体の庁舎や、公民館の耐震率は前年度末で94%と聞いております。今回豪雨により避難所となる学校や拠点となる自治体の庁舎が水没しております。このような状況下において、避難情報を出すタイミングの見きわめが非常に難しいと思うところでございます。まず情報の共有が1番と考えております。平成23年度を思い出していただければ、東日本大震災において多くの市町村の機能が大きく損害を受けております。そこで感じたのが、災害に強い町とまず住民自らですね、こういった避難準備ができていのかそれから地域を含め、防災リーダー、もしくはそういったスペシャリストがいるとか、それから3番目といたしまして災害発生後の行政事務に滞りがなにか、そういったところを感じます。かつて陸の孤島と言われたこの球磨地域でございますが、今は交通機関の発達等により、繁栄をいたしております。想定を超える災害が発生し、機能を喪失した場合、行政の長

として公助の手段として、人命をいかに守るか、迅速な指示が不可欠でございます。そして住民の皆様へリスクがあることを町の義務として伝えることが必要ではないかと思っております。そこで今回の豪雨に関する防災教育の徹底や専門知識を備えた自治体職員等の育成等が今後確保できるのか、またその強化に努める必要があると思っておりますので、そのところの町長の考えをお願い申し上げたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議長。7月の豪雨では大変なたくさんの方が災害に遭われました。改めまして、災害に遭われました方々にお見舞いに申し上げますとともに、亡くなられた方々に御冥福をお祈りしたいと思います。ただいまそういう状況の中で、森岡議員のほうからいろいろとあさぎり町の防災の備えについて、御質問がございましたので、お答えしたいと思います。あさぎり町は一応防災のための計画を立てまして、それにのっとって訓練等を行っております。図上訓練、それから避難訓練あるいは連絡訓練等、毎年事業を計画して行っております。そういう中で7月の4日、豪雨による災害が発生したわけでございます。あさぎり町は、球磨川中流域の人吉あるいは球磨村と比較しまして、面積的にもあるいは被災した住宅の数においても少ないところがありましたが、被災された方は同様に、ほんとに心も体も大変な苦難を体験されております。また、大変な財産あるいは思い出を失われているということにおいては、やはりあさぎり町で避難された、被災された方々への物心両面での支援が必要ではあると考えて今その対応を行っているところでございます。そういう中で、8月危機管理監が就任していただきました。この方は地域防災マネージャー制度によって、防災管理等による必要な知識、経験等を有するものを内閣府が証明したものでありまして、内閣府の実施する防災スペシャリストの研修、それから防衛省の実施する防災危機管理教育を受講された方でございます。また本省課長補佐級の以上の職位を経験した方で、国または地方公共団体において、防災行政の実務経験5年以上を担った経験があること、また災害派遣の任務を有する部隊または機関において2年以上の勤務経験を有すること。このような資格を持った危機管理監に就任していただきました。これからは、町の防災計画のもとで、この危機管理監の指揮のもとに、災害に対する備え、また発災後の人命救助、それから復旧復興、こういうものの計画を立て、訓練を行っていくことになると思います。またこれまでも県が主催します講演会を受講したり、あるいは災害地の職員への派遣、そういうことでいろんな経験もしておりますので、それぞれに職員も成長してきていると思っておりますが、引き続きスペシャリストをつくっていくために、またすべての職員が防災に対するいろんな専門的知識を習得するための研修、そういうものを、あるいは訓練、そういうものを継続していきたいと考えております。それから最も大切なことは、公助、共助、自助、これをそれぞれが自覚することではないかと思っております。自主防災組織連絡協議会も9月1日に立ち上がりました。また片一方で、地域住民による要支援者をどのようにして声かけをして、早期の避難をしていただくか、そういう訓練も常日ごろの地域活性化の活動の中で、そういうものも培っていききたいというふうに考えております。そういうようなことで、発災しました時に、本部長としてどのようなタイミングで避難準備、避難勧告、避難指示を出していくのか。そのためには、この危機管理監の指揮のもとで、まず情報を集めていきます。情報を集めた中で、本部長が判断していくことになっていくと思っております。早期の判断を出すために、あらゆる情報を集め、そして早目早目のまた明るいうちの避難を進めていきたいというふうに考えております。また発災後も、あさぎり町内での対応が困難である時には、警察消防、あるいは自衛隊の派遣も要請しなければならなくなると思っております。そういうときの決断も、職員からの情報を集めて、スムーズに判断ができるよう常日ごろより訓練を重ねていきたいと考えております。詳細につきましては、担当課長より説明をいたしますのでよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 担当課長よりの説明は、森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） はい。町長の思いはですね、ちゃんと受けております。今日はですね、この

7月の豪雨が1番直近でございますので、これで感じたことで、この自主防災組織のあり方とか人材のあり方について執行部からお考えを聞きたいと思えます。まず今回のですね豪雨であさぎり町内の浸水を受けた面積、戸数、そういったデータとそれからハザードマップで大水害リスクが示してございますけれども、そのリスクの想定範囲であったのか、その説明についてちょっと総務課のほうからお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 令和22年7月豪雨におきましての、まずは浸水面積でございます。8月の20日、熊本県が調査結果を公表しております。その公表の結果によりますと、あさぎり町で浸水した面積は85ヘクタールと示されております。ただし、現在もまだ精査中でございますので面積の動きはあろうかと思いますが、現在公表してある浸水面積は85ヘクタールとなっております。その中で、あさぎり町における浸水家屋の状況でございますが、これ住家納屋とすべて含めたところでございます。床上浸水56棟、床下浸水97棟、計153棟となっております。また、ハザードマップ、防災マップにおける浸水想定区域との関係といいますか、整合性でございますが、これは国土交通省が示しております浸水想定区域が計画規模と想定最大区域を二つ示してございます。今回の浸水区域につきましては、従来ありました計画規模には、浸水想定区域として示された部分でございました。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） はい。実は私出身地区が深田地区でございますので、深田地区の浸水したところの力所をそのあとよぎった時にハザードマップで見たよりも、水が高いと、私が行ったところは160センチございました。だけんが、そうしたところを考えますとこのハザードマップで今後見直す必要があるんじゃないかと思えますけれども、そこのところはどうでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。先ほど浸水想定区域については2段階で公表されていると申し上げました。あさぎり町が27年度に作成した防災マップが現在の各世帯に配布しているものでございます。その時点では、まず計画規模の浸水想定区域を図示したものでございます。その作成後に最大想定浸水区域が公表され、それはマップに図示していないものでございます。ただ、各役場の公共施設であったり、またホームページ等について新たな最大想定区域の示したものは周知はしておるつもりでございます。ということで、今町が使っております防災マップと、現在国が示しているものの発表の時期等によりまして乖離が生じております。その見直しというものは行っていくと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） 今回の豪雨はですね、想定外であったという言葉は今使われませんけれども、やっぱりそういったところの想定は必要ではなかったかということでございますので、今後のマップづくりにつきましてはですね、そういったところを検討いただければ、そこそこ地域住民にですね、周知徹底する必要があるんじゃないかと思うわけでございます。そこで今回ですね、住民への避難情報の告知それから避難所の運営ということで考えましたときに、住民の避難せよという認識を情報の浸透がですね、20%ぐらいじゃないかという、聞いてみますとですね、あんまりこうよくわからなかったということがございましたので、そこのところは執行部としてはこの情報の流し方についてはお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。避難情報につきましては、国が示しております警戒レベルによって町も同様に発出發令しております。町民の方々がどのように理解されているというものは具体的には承知はしていない状況でございますが、やはりそのリスクに応じて警戒レベルは定められておりますので、しっかりとリスクに対応した警戒区分警戒情報を出していくべきと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） ただいま説明がありましたとおり、現在国の避難情報のレベルが5段階でこうなっておるわけですが、これについては一部のそういった関連の中では、もう少しこうシンプルにした方がいいんじゃないか。例えば三つぐらいに分けて、もう次は避難だよというようなことも、せよという考えも聞いておりますので、今後の防災の運営の中ではそういった避難情報のレベルまでもですね、御検討いただければと思っております。そこで今回深夜の情報を経てだっただけですからもなかなか住民の皆様が安心感というか、大丈夫だろうという意識が強かった感じがいたします。そういったところで今後ですね、この情報を防災ラジオではどのような、停電がなかった場合ですよね。防災ラジオの活用はどういったことでなされるお考えですか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 防災ラジオにつきましては、気象の影響を受けない、こういう災害時には特に効果を発揮する情報ツールという活用を行っております。今回もその段階に応じて避難情報を発表発令いたしました。すべて防災ラジオを使って住民の方々にお知らせするというふうにしたところでございます。今回も、最も有効なツールとして活用をしていくと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） 停電とかがですね、停電というか、防災無線のシステムが稼働した場合はですね、いいわけですが今回の台風の時に基地がやられる、またその間の線が断線されると。いった場合はですね、ちょっと心配されます。そういったことを考えますと今の線の引き方をそういった風水害にも負けないような処置をしていった方がいいんじゃないかとちょっと感じたところでございますけれども、町長はどうお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。やっぱり電源がとまったときの対応というのがやはり一番肝心になってくると思いますが、私もまた防災ラジオもですね、一応受信機のほうには乾電池もついてますので、住宅のほうで停電しても受診することができると思います。またほとんどが電波で出ておりますのでその辺はいいんですが、中継塔のとこまでの電線これがやっぱり山の中を走ってますので、風倒木によって電線が遮断されたときの電源の確保、そういうもの、だから災害に強いやはり防災ラジオであると思いますので、今森岡議員言われました件についてももう1回精査しまして防災ラジオの強靱化についても早い時期に対応していきたいと考えます。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） はい。そういったところも今後のためにもですね、検討をしていただければと思います。それと今回の台風関連で避難所を開設していただいて、それぞれで受け入れをしていただきましたけれども、ただ先ほど全協の中で説明がありましたとおり、2カ所追加して開所したというお話でございます。その場所もですが、この避難所をですね、学校関係で利用できないかと。私はその部屋の仕切りがあるし、そういったことをトイレも設備されとるし、そういったことを考えますと、今少子化になっていくわけで、教室が空きがあればですね、学校もその避難所の場所として考えることはできないか。どうでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。学校の校舎を利用できないかという御質問でございますが、現在町の指定避難所として位置づけている施設につきましては、学校関係では、体育館、屋内運動場を指定避難所として指定しております。過去他の自治体で大きな大規模災害があったときに教室等を避難所として利用したと

いうケースはあると思います。町におきましても、今回の避難所につきましては特にコロナ感染症対策、また熱中症対策、両面から場所の指定を事前から担当部署のほうで検討してまいりました。そのようなことから、さらに分散するためには、校舎の利用というものは有効な手だてといえますか手段だとは考えておりますが、やはり学校教育の場としての学校サイドとの協議等も十分行っていく必要があります。強固な建物、仕切りがある多数の部屋というものは避難所としてはやはり検討すべきものであるとは考えております。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） そういったことですね、特別なこういった特別警戒警報が出るような場合におきましてはですね、やっぱりそういったその辺も必要ではないかと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。本来のですねこの自主防災関連の防災に関する人員の育成の件でございますけれども、今月に入りまして9月の3日のほうに自主防災組織の連絡会というのが開催されております。56地区のそれぞれの自主防災の責任者といえますか、長といえますか、その方が出席なされまして、それぞれ防災に関する勉強会がなされたわけでございますけれども、これにつきましてはコロナの関係で立ち遅れておりますけれども、こういった方々をですね、結構、の中身を見ますと、自主防災の役員の中に56のうちに2割ぐらひは、消防組合にお勤めだった職員の方々とか、消防団員のOBであった方々が10名近く出席されておりました。そういった方をですね、やっぱりそこを行政公助だけに頼らずに、要するに自助に近い、もしくは地域の共助に結びつける組織として人材を育成していくべきではないかと、この間つくづくそれを感じましたので、そういったところでこの連絡協議会と組織の育成についてのお考えをお聞きしたいと思います。町長からお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、9月1日の自主防災組織連絡協議会には森岡議員にもおいでいただいてありがとうございます。議員おっしゃるとおりですね、これから自主防災組織連絡協議会を中心にして、各自自治体自治区において、それぞれ自主防災組織の強化を図っていくことが肝心だと思います。一応町のほうからは区長さんとは別に自主防災組織の会長の選任をお願いしてありますが、まだそのところがまだ徹底してないところもありますので、またそういうところもお願いしながら、また危機管理監によって研修あるいは訓練等のメニューも作成していただいて、質の向上に努め、いざ発災したときの対応がスムーズにいくように、研修訓練等を行っていきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。自主防災組織の連絡会議というものを本年度から組織化といえますか設置いたしました。コロナ感染症対策で若干、設置、組織化の時期がずれましたが、議員にからありましたとおり、今月9月3日に全自主防災組織の代表者の方に御出席いただいて、初会といえますか、第1回の会議を開かせていただきました。今町長からの答弁にもありましたとおり、まずは全区で自主防災組織の設置100%というものは早々に達成させていただきました、していただきました。ですが、やはり区長の方、区のリーダーの方がその役割、組織の代表も担うという体制でございましたので、区長会や防災の講話等を通じて自主防災組織の代表の方は議員からもありました、そういう経験のある方を選出してくださいというお願ひをしてまいりました。それがだんだんと浸透してまいりまして、先ほど議員おっしゃいましたとおり、もう複数の区長とは異なる方がリーダーとして就任をいただいております。この連絡会のあり方というものが、やはり自主防災組織それぞれやはり活動はとっておられます。その活動を共有していただくことで、お互いその意識を高めていく。また町からの町と情報等を交わすことによって、最も町が期待を寄せる公助、公助じゃなくて共助ですね。意識、またそういう活動に向けて取り組んでいただくというのが今回の連絡会の趣旨でございます。危機管理監を中心に回数を重ねてまいりましてまた個別の組織のほうを訪問して、

その連絡会の役割を高めていきたいと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） この案件につきましてはですね、形だけの組織ではなくて、やっぱりこうほんとにこう実働する組織にしたいと思います。ちょうど5年前に東北の豪雨のときにですね、命を守る行動計画の一環としてこうマイタイムラインということで、各戸に地震のときはどうする、台風の時はどうする、そういったことで状況に応じた行動計画をつくられたそうです。結局それは誰がやるのかとなりますとやっぱりそれぞれ地区の防災組織の役員の方々がやっぱし進んで取り組んでいただかないと、なかなかその徹底しないと。今回の連絡協議会の中で、台風の時にはどこに行かれますか。地震の時にはどこに行かれますかという調査をしてございます。なかなかこう小さな集落でもばらばらでございまして。なかなか1カ所に集まるとか、1カ所に集まって避難所に行くとか、そういったことがなかなか統一できておりません。そこそこのところは公助ではできませんので、やっぱし自分たちで自助で取り組む必要があると思いますので、今後ですね、連絡協議会では次回を計画するということでありますけれども、計画はどういったことで進められる予定でございましょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。この自主防災組織連絡会議の位置づけ、設置の目的は先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。やはりそれぞれの組織の連携、町との連携、それと関係する機関、消防団とも密着していかなければならない。そういうものを醸成していきたいと考えております。それと今議員からありました、マイタイムラインにつきましては、やはり町からの避難情報を受けることなく、それぞれの方がそれぞれのタイムラインによりまして避難を開始するというものでございます。それから、それはやはりそれぞれの地域、またその方がお住まいの場所等で異なることもあります。また家族の構成等でも変わることはありますので、そのようなどという考え方を、してマイタイムラインをつくり上げていくかというものは、今年度就任をしております危機管理監がそれぞれの自主防災組織を伺って、そこにその方が置かれている環境とか、状況等を踏まえて、いろんな角度からの指導はできると考えております。そういうものをつくり上げて自主防災組織連絡会の中でまた共有していく、そして深めていくという役割を期待しているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） 今後ですね、災害対策を私たちの集落など含めたところでほかにそれに応援していただく助け合い組織などですね、育成というか、そういった方をお願いしながら、今後地域での防災力というのは非常に見直されるんじゃないかと思っております。御存じのとおり天災はですね忘れたころにやってくると申しますように、地球の温暖化による異常気象の影響で、近年頻発し、近年は忘れる暇もないほど発生しております。自分の明日がですね、何が起こるか分からない時代でございまして。地域集落家族、そして自分の命を守る行動でですね、支え合って共に苦難を乗り越えるということを考えながら、人材の育成を執行部と一緒にやっていかなければならないと思っておりますので、その人材の育成についてはですね、もう節に早急をお願い申し上げますところでございます。1点目はこれで終わりたいと思っております。次に2点目です。2点目につきましては営農再開へ向けたところの支援対策についてということでございます。河川の氾濫で水田が冠水し、ハウスも倒壊し農業機械も流されたというこのような状態ではもう再建整備は住民にしては大きな負担となっていると思っております。農家の営農と生活、そして生活基盤もある中で大規模担い手の農家ではなくて、高齢の農家、それから中小農家、そういった方が営農が継続できるような支援策を行っていかねばならないと思っております。それで今回のですね、管内の農地や農業施設の被災状況についてお伺いしたいと思います。



◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、今回の7月豪雨に対してのですね、被災の状況というものをお知らせさせていただきます。まず作物関係ですね。常任委員会等でもですねお示しはしているところなんですけれども、まず作物の被害についてですね。水稻の被害、葉たばこの被害、それからキュウリ、それから花卉、それから梨、栗、それから藁草ですね。それら合わせまして、把握しております面積につきましては、85.6ヘクタール、被害額にしまして1億8,000万程度。それから、農作業のですね機械関係等の被害額に関しましては、AP1とかですね、それからハウスとかですね、それから飼料関係を含めまして、4,200万円程度です。それからその他ですね、農地とか農業施設、山林の被害としまして、264カ所の2億8,000万程度で合計の5億円程度の被害を今現在把握しているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） そうですね大変農家につきましては甚大な被害で、今後の再開に向けたところのですね、取り組みも大変だろうと思うし、まだ今から収穫する物件もございまして、この金額が確定じゃございませんけれども、まだまだこうこういった被害が出てくるんじゃないかと思えます。それで今回の豪雨について激甚指定はなされておるわけでございますけれども、支援のパッケージと申しますか支援の状態、例えば激甚指定になればどのくらいまで補助が出ますかということがわかればお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。今回8月の25日にですね、内閣府の激甚指定というものが閣議決定をなされております。それでいきますとですね、まず農地等の災害復旧等における激甚の際の補助率のかさ上げというところで農地におきましてはですね96.3%。それから農業用施設、これにつきましては98.4%。それから林道施設関係につきましては、92.2%というような状況になっているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） 今回ですねそういった災害を受けたことで国からの助成があるわけでございますけれども、ただあるからその方が営農を継続されるかというふうなことはちょっと私たちがそう捉えることはできませんけれども、ただこのような農地等をですね子孫に残すために維持していくためには、何らかの形で組織なり、そういった行政の手助けが必要じゃないかと思えます。そこで今後ですね、先ほど私が思うのは、高齢、中小農家関連の農地あたりを守っていくかといったときに、管内の集落営農の組合がございましてけれども、これをいち早くできれば法人化に向けたところで取り組んでいく必要はないかというようなことではございますけれども、そのところについてはどういう所管のほうでは思いでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。そうですね被災をした時に、そういった復興をすると、素早く対応していくということからですね、議員おっしゃられました法人化というのも確かに大事な目標の一つ対策の一つというふうには考えております。ただ法人化につきましてはですね、現在、以前から進めておりましたけれども、まだそういった具体的なものというのが現在ではできておりません。今後はですね、今までの経験も生かしたところで、そういった法人関係のですね取り組み、育成も含めまして支援をしてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） ぜひですねそういったところの助成といいますか支援をですね、行政のほうからも差し伸べていただければと思うわけでございます。またちょっとハザードマップに戻りますけれども、西日本豪雨の時にですね被災を受けた愛媛県では、農業用の版のハザードマップを作っております。防災の

ために総務がつくるハザードマップと、専門の農家の実際のそういった危険な地域があるところのハザードマップをつくる考えはないかということをお聞きしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。農業版のハザードマップというところでのお尋ねですが、そうですね今回の被害7月豪雨の被害を考えた場合にですね、確かに議員おっしゃるような、農業版のハザードマップというものも必要かというふうに思いました。ただ、なかなかですね、通常ハザードマップ農業版のハザードマップというのが、土地改良区関係の河川であるとか、それから山からのですね土砂、水、その辺を考え合わせました支川となります用水排水ですね。その辺もすべて考えた上での今回の災害だろうと思いますので、それらを総合的に勘案したところで、今回の災害によってですね、ある程度は把握できた部分もありますけれども、この農業版のハザードマップというのを独自につくるということではですね、ちょっと難しいところもあるのかなと思います。先ほど総務課からでも答弁がっておりますが、町としての農業版に特化したところも確かに重要なんですけども、町全体としてのですねハザードマップと、防災計画に基づくハザードマップというところで策定をされた時には、その辺で農業の部分もですね、ある程度盛り込んでいけたらというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） はい。そういった別々作る必要はないとは思いますが、そういったことがあれば、それぞれの地域がですねわかるんじゃないかと思っておりますので、ぜひともこのハザードマップのまた作り変える時にはですね、その意向を取り入れてもらうようにもう申し入れをしたいと思います。それに関してですが、今回の水の関係で、あさぎり町が国交省ですかね、委託を受けております樋門カ所が19カ所ですかねございます。その開閉についてどういった指導というか、こういった時期になされているのか、それについてちょっと建設課のほうから。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。球磨川沿いにごございます樋管樋門が19カ所ございます。その管理につきましては、国交省より樋管操作員の方に球磨川の水位が上がって、それに伴って球磨川の水が逆流する、堤防より外に出てしまう。そのような状況になった場合には門を閉めてくださいというふうに指導を行っております。これはもう一律に国交省からもこの時点で締めてくださいというふうな指示はございませんで、現場におられます樋管操作員さんの判断、でその操作をされるというふうになっております。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） そういうことであればですねちょっと安心しましたけれども、ただ今回の台風10号のときにはですね、10センチにしてくれという話だったものですから、うちの町から受け取る樋門管理員の責任者からそれはどうでしょうかという相談がございましたので、そうであればですねその判断に任せるということであれば安心しますけれども、一律に全部そういったことをしますと、溢れるカ所もございますので、そういったことは伝えております。最後にですね、今回の豪雨に関して熊本復旧復興を有識者会議で、川辺川ダム建設云々ということで述べておりますけれども、これについて町長はどういったお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 始まってまたいろんな準備もされてきたところですが、その間いろいろな意見がありまして、いろんな議論がされましたし、また今蒲島知事になって建設が見合わせることになり、ダムによらない治水対策というものもこの10年間重案を検討してきました。さまざまな議論をしているうちにまた今回のような大規模な災害が発生したくさんの方が亡くなられ多くの方が甚大な被害を受けられたわけです。

根本的な治水対策というのは、私はないんじゃないかと思います。でも災害を最小限に抑えるという意味で、何が1番いいのかということを考えましたときに、まだ議論の壇上に上がってないのが、川辺川ダムの穴あきダムという手法です。普段は普通の河川として水を貯めない、流れている。もう要するに川辺川ダムは、利水と発電はやらないということは平成12年に決まっているというふうに聞いてますので、要するに治水だけのダムであるならば普段は水を流して、そしてこういうふうな大雨の時にダムの機能を果たす。そうすると、今国が言ってるのは8万8,000立方メートルの水を貯水することができる。今回の川辺川ダムのこの今回の7月豪雨では、約6,000すいません6万3,000立方メートルの水が貯水できたのではないかというふうに前回の説明でありましたけれども、そのようにですね、ただそのダムをしたら、臨時放水で災害が大きくなるのではないかというような意見もあります。実際市房ダムでも8時半に臨時放水をすると。それがやってたならばまた被害が大きくなったんじゃないかという意見もあります。その辺の検証は必要かと思いますが、やはり渡あたりで球磨川が狭くなってきています。ということはやはり上部で上流で上のほうで水を一たんとめて、そして少しずつ下流に流していくという手段がやはり災害を最小限におさめるための一つの手段ではないかと思います。そのために水田を遊水地にするという案もありますが、そういうものも含めて、やはり上流で水量を調整するという必要性はあるんじゃないかと。ただこれが抜本的な解決にはならないと思いますが、その他にもやっぱり堤防のかさ上げとか、河床掘削とか、あるいは皆さんが住まわれる住宅地を高台に移転されるとか低い土地での住宅建設はもう今回は見合わせるとか。そういうようないろんな政策を複合的にやっていって治水対策をすべきじゃないかと思っています。そういう中で、やはり私は川辺川ダムは検討の余地があるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

◎議長(徳永 正道君) 森岡議員。

○議員(13番 森岡 勉君) はい。お考えは拝聴いたしました。今後ともですね、町民の生命財産及び災害から保護し公共社会の福祉増進に向けて取り組みが一層強化されるよう期待し、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長(徳永 正道君) これで13番、森岡勉議員の一般質問を終わります。ここで休憩をいたします。午後は1時30分からです。

休憩 午前12時04分

再開 午後 1時30分

◎議長(徳永 正道君) 森岡議員への答弁について、建設課長から追加答弁の申し出がっておりますので、これを許可します。

●建設課長(大藪 哲夫君) はい、午前中の森岡議員からの御質問の中で、樋管樋門操作員について台風10号の際には、樋門を10センチほどあけておくという件につきまして、追加の答弁をさせていただきます。午前中の森岡議員の御質問の中で、樋管樋門操作員の操作について台風10号の際には、10センチ程度樋門をあけていくという質問のあったということの質問でございました。それについて追加の回答をさせていただきます。通常は、樋管樋門操作については、午前中にお話ししたとおりでございますが、今回の台風10号につきましては大変大型で危険ということで、暴風域に入ってから樋管樋門操作員が監視や操作するのは大変危険ということで、素材の身を守るという観点から、早い段階で防風雨になる前の早い段階で10センチだけ上げておくとそのことによって排水は10センチの部分では球磨川に流れますので、その体制をとった。それでそのあと球磨川が水位が上がり逆流する場合になったとしても、10センチ程度の範囲での逆流ということで、そういう操作によって暴風域の危険な所の操作員の操作を行わないようにするた

めの指示が出ております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に12番、溝口峰男議員の一般質問です。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 議長。7月の本豪雨による球磨川の大規模氾濫によりまして人吉市を始め流域に甚大な被害をもたらしました。あさぎり町にも人的被害はなかったものの、多大な被害が出ております。まずもって被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりました方々に衷心よりお悔やみを申し上げます。町長初め職員の皆さんは、発災から今日まで休みなく復旧に取り組んでいただき、町民にも日を追うごとに明るさが戻ってきております。皆さんに心からの感謝を申し上げます。近年は数十年に1度の大雨が毎年のように発生しておりますので、橋本危機管理監を中心に、平時から危機対応に万全を期していただきますようお願いをいたします。それでは、通告いたしております監査のあり方及び強化について伺います。まず1番目の町税の徴収についてであります。平成30年度の滞納額は8,813万2,244円。令和元年度は9,499万9,410円となっており、686万7,166円の増加があります。その中で、平成22年度から滞納が見られる最も高額な滞納者についての徴収状況と今後の徴収計画を伺います。

●税務課長（那須 正吾君） それではお答えいたします。まずですね、個別の案件につきましては、具体的にお答えすることができませんので、まず御理解いただきたいと思っております。それでは高額案件につきまして、お答えいたします。今お送りいたしました表ですが、高額案件の状況でございます。50万円以上の高額案件の令和元年度と令和30年度の状況でございます。町民税、固定資産税、国民健康保険税の年度当初の未納額と件数、それと年度内の徴収額をそれぞれ計上しております。決算時の未納額につきましては、町民税と国民健康保険税は減少しておりますが、固定資産税につきましては増額となっております。未納者も固定化しております。なお一層の徴収努力が必要であると考えているところでございます。以上でございます。

○議員（12番 溝口 峰男君） 町長にお伺いいたしますが、税務課長からは、今全体の滞納、徴収の問題について説明がりましたが、このあと具体的に話が出てきますので、1番の高額な滞納者というのはもう大体わかりだと思っておりますが、これまでの徴収状況、それから今後の徴収計画。具体的に約束等ができておるんであればお示しいただければと思います。

●町長（尾鷹 一範君） はい、税の徴収については、税務課の担当者が適宜適正に業務を遂行しております。税の徴収は平等に徴収をしないと一生懸命やはり頑張るって仕事をなされて、苦しいやりくりの中から滞納なく支払っていただく方の不均衡があってはなりませんので、私も就任以来個別に滞納があるところに対してはいろいろと相談をかけ、今後の滞納分の支払計画等を立てていただいて、その中で納税をお願いしているところですが、御存じのとおり、今年もコロナ感染症で売上げが減少したために、出鼻をくじかれたというようなところはありますが、そこはまた滞納者と協議しながら、少しずつでも増やして支払いをしていただいて、滞納額がこれ以上増えないように、むしろ少しずつでも減少していくように、計画を立てて徴収をしていきたいと考えています。

○議員（12番 溝口 峰男君） 今町長の答弁にもありましたが、徴収計画等が作成されているということでもあります。そこで伺いいたしますが、債権管理条例施行規則に基づく債権管理台帳及び先ほど町長が言われた徴収計画の中での分割ですね要は、納入申請書そういったものは整備ができていますでしょうか。またあわせて債権回収対策会議は機能しているのかどうか。まず総務課長に伺います。税務課長には、滞納者数と滞納額について今説明がりましたが、元年度は滞納額が増加してますね。どのような徴収努力をしてきたのかどうかというのを聞きたいのであります。そしてまた、滞納整理事務処理マニュアルは作成しておられますか。作成されているとなれば、その内容をお示しいただければと思います。

●総務課長（土肥 克也君） はい、債権管理対策条例に基づく取り扱いになりますが、会議のほうにつきましても定期的にまた臨時的にも行いますし、条例に加えて税務課内に対策室を設けております。その対策室を中心に、徴収困難であったり、高額であったものについては一元化をし、横断的な税の徴収を対策室でとっていくという体制もとっております。また、債権の計画につきましても条例規則に基づきまして、各担当課で毎年度つくっておりますし、分納誓約等に関する申請書等も統一した様式で運用を行っているところでございます。

●税務課長（那須 正吾君） はい、まず令和元年度滞納額が増加した理由ということですが、これにつきましては滞納者が固定化してまいりまして、実際調査等はもうずっと継続的に財産調査を行っておりますが、なかなかこう差押えをできる財産等が発見できないということで、滞納額が増えていっているという状況でございます。それと特に固定資産税につきましては、相続人が今あさぎりだけでなく全国的な問題ですが、財産放棄とかして納める納税者がいなくなるという現象が起きつつあります。それに伴いまして、固定資産税の滞納が増えてきているという状況もでございます。それから滞納整理マニュアルということですが、税務課内では滞納整理行動指針というのをつくっております、その中でそれに基づきまして滞納整理を行っております。滞納税額が高額な案件から優先して整理を進めているところです。定期的に税務課内で収納グループの会議を開きまして、滞納整理の進捗状況、確認、調査の方法や方向性、納税折衝、差し押さえや公売処分等の時期など協議し、整理方針を明確にして段階的な整理を行っているところです。具体的な滞納整理スケジュールにつきましては、年度ごとに年間スケジュールを作成いたしまして、課内での高額滞納者のヒアリングを行ったり、滞納整理強化月間、6月から8月、それから1月から3月に設定をしております、その時期に特に徴収強化に努めているところでございます。以上でございます。

○議員（12番 溝口 峰男君） 高額滞納の滞納額の徴収に当たりまして一点町長にお伺いしますが、今年の6月1日に熊本地方裁判所人吉支部執行官に対して、他者が行っている動産執行物件差押え250万円に対しまして交付要求をなされておりますけれども、これは法律に基づいての措置と理解しております。しかしながら、これに関係する方々が強制執行妨害にはならないのかということをお伺いしますが、これには該当しないということでしょうか。確認したいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。これは私も専門的な立場の人に相談しまして、やはり国税徴収法という法律もありまして、その中には滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合は、当該の裁判所に対して交付請求をしなければならなくなってます。ですので、やはり私どもは税務署ではありませんが、行政の中の税務課としては、当然滞納者の財産について強制換価手続が行われたならば、交付手続するのが順当であるというような法律の関係者からのアドバイスもいただいておりますし、強制執行を阻害するものではないと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 平成29年4月29日に同じく他者が動産物件差し押さえ820万円で競売がなされておりますが、前町長は交付要求を提出されておられません。どのような理由からでしょうか税務課長に伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 申し訳ございません。この件につきはつきましてですね、個人を特定できる質問になりかねませんので、すいません回答は控えさせていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 町長は先ほど答弁いただきましたが、個人を特定する案件ですか。このこ

とが。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 先ほど町長が回答された、回答された件につきましてはですね、これは一般的な交付要求が正当性があるかないか、個別の案件でなくてあるかないかということで、これは国税徴収法の中でそういう決まりがあるという回答だったと思います。個別の特定できるような回答じゃないというふうに私は理解しております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 同じ案件で尾鷹町長はしっかりとその辺は町税の徴収のためにこういった方法をとられたということでありますが、前町長は何ら対策を講じてなかったということになります。このことは執行部の担当としても町長としてもこの税の徴収に対しての考え方、あるいは姿勢そういったものが若干欠けるんじゃないのかなというふうに思いますけれども、どのように考えますか。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい、ちょっと今、先ほどの質問に関してはちょっとお答えがたいものがあるんですが、税務課としましてはですね、納めてもらう納税者の方に公平性を保つためには、時には厳しくやることがあります。その中で財産、先ほど言いました財産調査とかいろいろ行って、調査した結果、情報がうちのほうに入ってきます。その情報に基づいて次のステップにいくわけなんですけれども、もう今のところ税務課としては知り得る情報についてはしっかり対応しているつもりではおります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） それでは29年の4月29日の部分については情報が入ってこなかったということで、いい方向で理解しておきたいと思います。そこで代表監査委員に伺いますが、平成22年度からの高額滞納について、これまでの監査委員がどのような指導をなされてこられたのか、意見等がですね多分記載されている資料等があると思うんですけれども、どのような指導がなされたのか公表をいただければありがたいと思います。あわせて代表監査委員は税徴収の専門家でおられましたので、どのような意見をお持ちか伺いたいです。

◎議長（徳永 正道君） 園田代表監査委員。

●代表監査委員（園田 孝幸君） 今御指摘のとおり私も税に関する仕事についておりましたし、現在も税理士としての資格を持っておりますので、昨年この立場に就任以来、税金については厳しく目を光らせてきてところであります。私はまず昨年度、私が1年目、ほとんど着任して早々の決算意見書になってしまうんですけれども、そこにおきましては決算意見書に記載してます通り、高額な案件や徴収困難な案件が存在することから、引き続き徴収努力をしていただきたいというようなお願いをしておりますし、それに先ほど話が出ました債権回収対策連絡会議等の検討などで、全庁挙げて取り組んでいただきたいというふうな指導をしているところでございます。過去の監査委員の資料等を見ましても、ちょっと過去の意見書等を見ましたんですけれども、ほぼ同様なことで、一応、一応っていうか滞納額が多量にあるということは監査委員は認識しております、引き続き努力を行っていただきたい旨町のほうには監査指導しているところであります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。今後も引き続きですね徴収には努力をしていただきたいと思います。先ほど町長から話がありましたように公平公正な徴収というのが大事なところであります。2年前ですか。こういうことがありました。相談があった一つを紹介しておきますが、商売されてる方が町から差し押さえをされた。そして商売ですから取引先もあるわけですね。売掛金があるわけですが、相手先の売掛金まで

差し押さえがあったと。金額的には1万1,880円。そういうふうにしてですね、非常に小さな金額であっても徹底的に相手方までいって差し押さえをして徴収をしている。そういう例がありますし、もう1件もあります。やっぱり大変厳しい状況というのは、今現在コロナの問題もありますから、状況は把握されていると思うんですけども、そういった何と申しますかね弱いというか、そういう立場の人たちにだけ目を向けて、多額の金額の滞納者には差し押さえはしてあるけれども実行はしない。そういった、そこはそこなりの理由があるというふうに私は考えますが、やはりもっと税の徴収については公平に、そしてみんなが納得できるような徴収のあり方をやっていただきたいというのが私の考えであります。是非そういったことも含めて今後対応していただければというふうに思います。次にですね2番目にあさぎり町の産業用地分譲条例及びあさぎり町産業用地企業振興補助実施要綱について伺います。条例第8条9条には、土地売買代金の支払いが完了したときに引き渡してその保護所有権移転すると明確に定めてあります。要綱第3条には、補助金対象企業が明確に定められ、産業用地を購入したものが条件となっております。そこで第4条の補助対象となる経費についてであります。これまで100条調査委員会でもいろんな議論があり課長からの説明もありましたが、町長も資料をお持ちかと思うんですけども、当時の資料の中にはですね、明確にやはり示してあります。この要綱の中に土地代も補助対象の経費となるのかということが大きな疑問の一つでありましたが、町長の見解を伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、あさぎり町産業用地企業振興補助実施要綱の第4条の第1項に、構築物の建設等に要する経費というのが書いてあります。この等の中にどのくらいのもが入るのかというのは等と書いてありますので補助対象となる経費の中にはすべてのものがこの文章の中では入ると読み取れるんじゃないかなと思ってます。そういう意味で、等という言葉が使われてるんじゃないかなと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） それではもう1点伺いますが、ただいま町長が言われたように、構築物の建設等、その等に土地も入るというふうに町長も理解されているということですかね。再確認しておきますが。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） この実施要綱の第4条の補助金の交付対象というこの条項から読み取れるのは、今言われたとおりです。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） それでは構築物の定義を教えてください。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。構築物の定義ですけども、正式には調査しておりませんが、一般的には、建物になるかと思えます。プラス塀であったりそういった物一式だと思えます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 構築物に建物が入るという話をされましたが、どういう建物ですか。定義がしっかりと定めてあるんですが。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。建物といえますのはやはり工場であったり、家屋であったり、そういったものを指すものと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） それを全く違いますね。構築物というのは、土地に定着している建造物、

土木設備工作物のことであり、住居等の人が継続的に生活する建物ではなく、トンネルや橋、煙突、貯水、防波堤などの事業や公共性のあるものを構築物という。これは今インターネットで調べられると出てくると思いますよ。ここにはそういった工場等などの建物は含まれておりません。確認してみてください。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。私もちょっと今ネットで見させていただいてますが、土地に定着している建造物、土木設備工作物のことでありということで、土地に定着している建造物の中に例えば工場とかは入るのではないのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） それでは建物というのが別にあります。建築物というのも定義があります。三つそれぞれ定義がありますが、わかりますか。どういう違いがありますか。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） すいません。ちょっとネットを見ながらですけれども、構築物といいますと先ほど土地に定着している建造物、土木設備、工作物というありましたけれども、住居等の人が継続的に生活する建物、そしてトンネル、橋、煙突、貯水池そういったものを事業や公共性のあるもの、そういった三つに分類されるのかなと思います。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） このことで議論しよったっていけません、もう少し条例の整備をしないとですね、私が調べた範囲では、今回の建物工場に補助金出してありますが、構築物ではないんですよ。構築物には工場は該当しないんですよ。だからですね後で調べて報告していただきたいんですが、建設等というふうにもちゃんと意味があります。そして構築物にもちゃんとした定義がありますし、建物それから建築物、構築物、それぞれにちゃんとした仕分けがしてあります。何もかんもなんかごちゃごちゃで自分たちの都合のいいように理解しておられるんじゃないのかなと私は思うんですけれども、こういったことがですね大きな間違いを犯していくんじゃないのかなって思いますよ。やはり法令、条例、規則、要綱、しっかりとつくるときに検討されて、私は制定されたものだと思います。しかしそれを事業を行うことにその都度その都度解釈拡大をしてですね、対象範囲を広げていくなんてことは、私はやっぱりすべきじゃないというふうに思います。代表監査委員におかれて1回ですね、構築物、建物あるいは構築物、それから建設等、その定義・意味がしっかりとありますので、調査をいただいてご報告いただければと思いますけれどもいかがでしょうか。代表監査委員。これは大事なことであります。

◎議長（徳永 正道君） 園田代表監査委員。

●代表監査委員（園田 孝幸君） まずこの要綱の第4条の等に対する今いろんな質疑応答が行われているものと理解して回答させていただきますと、そもそもその前の3条で産業用地を購入したものであるというように記載がありますので、先に土地を購入しているものに対して、これを経費を補てんするものとして補助金が支払われているものと思っております。ただし最終的に申し上げたいんですけど、この構築物の建設等という等を取り方が、物すごい拡大解釈される可能性が先ほどから御指摘あるようにありますので、これに土地が含まれてしまうという問題も生じてきているような事態になってますので、私としては早急にこの実施要綱の改正等をしていただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 町長に1点伺いますが、この条例要綱に沿って、今後も事業はなされていくものと思います。条例が生きているあるわけですから。そのときに町長は、土地代も含めた補助をされますか。町長のお考えをお伺いしたいと思います。



◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい今実際問題としてですね、あさぎり町にも産業用地がありませんので、今後また産業用地を造成するようなことがあった場合は、この要綱は見直していかなければならないと思ってます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、すいません、深田にまだ1カ所あるそうですが、この産業用地企業振興補助実施要綱については、もう1回見直しが必要だと思います。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） ほんとに町長が土地代も補助の対象にするとされるんだったら、私はこの要項や附則をですね、条例をやはりしっかりと見直して改正するべきですよ。こういう中で拡大解釈をしてその都度その都度やるようなことでは、私は後でいろんな問題が出てくると思います。もし土地代を含めないと、補助金はやらないって言うんだったらこれはそれで私は改正する必要ないというふうに私は考えます。ですからその辺は1回精査をされて今後の企業に対する振興策として、土地代もしっかりと補助をしていくということであるならば明確にやっぱり記載をして改正するべきではないかなというふうに思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。もう1点伺いますが、補助金適正化は、あるいはあさぎり町補助金交付要綱で概算払ができますが、しかしながら概算払というのはやはり厳格でないといけないと私は思っておりますが、町長はこの概算払い特に全額今回は支払われておりますけれども、この取り扱いについてはどのように考えておられますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。あさぎり町補助金等交付規則の中には概算払の項目が16条にあります。それののっとして概算払を支払われてあるわけですが、団体等の補助金の場合はもう当然概算払いをしないと団体の運営ができませんので、そういうところには残していかなければならないと思いますが、こういう産業振興の補助金というのは、概して完成報告が出た後に請求されて、そして支払われるというのが一般的であります。これはもう企業にかかわらず農業の補助金についてもそういうふうな取り決めが多いと思いますので、またそういうものを県などにも相談しまして、資料を取り寄せて、今私が申しあげましたような線に沿って見直しをしていきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。今後はやはり明確にですね、しっかりとした補助金は、町民の税金でありますから、それがしっかりと目的に沿って使われるように、そしてどのような形からも検査をされても、やはり疑いのないようにやっぱりしていただくように事業者にも指導していってもらわないといけませんし、あるいは担当課もですね、その辺はしっかりと肝に銘じてやっていただきたいというふうに思います。ところで100条調査特別委員会の報告の後、どのような検証が行われたのか、それに合わせてどのような改善策を考えておられるのかということですが、今先ほど答弁もあっておりますので、それに足りない部分があったらお答えいただければと思いますけれども。

◎議長（徳永 正道君） 何か足らざるべき答弁ございますか。町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、すいません。百条委員会の後のところですね、私も資料等取り寄せて、また担当課の説明を聞きました。その中でやはり整備しなければならぬと思ひましたのは、先ほど溝口議員が聞かれたような実施要綱の見直し、今後のためにそういうことが必要であると考えております。また、今回の企業振興補助金を実施された事例については、後の支払い領収証等を見ましても、2,000万の補助金が2分の1ですから、4,000万以上の支払いは確実になされて振り込みをして書類関係書類も全部そろっておりましたので、その辺は何も問題がなかったというふうに認識しております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口委員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 監査委員にお伺いいたしますが、事務事業監査、これは自治法第199条1項及び第3項この事務事業監査は監査の手法の一つでありますけれども、事務事業監査の実施は、私は行財政運営の適正化に大きな相乗効果をおさめることができると考えております。しかし、これを実施している自治体は少ないわけでありましてけれども、代表監査委員の所見を伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 園田代表監査委員。

●代表監査委員（園田 孝幸君） 199条1項3項の実施は相乗効果という、その相乗効果の意味がちょっとよくわからないんですけど、監査委員の仕事としましては199条3項記載の第2条第14項の規定の趣旨にのっとってなされるとされているところ、第2条14項は地方公共団体は、その事務を処理するに当たって住民の福祉の増進に努めるとともに、最小限の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされており、監査委員の仕事は行政運営の適正化につながっているものと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 監査は合規性、効率性、経済性、有効性の四つの観点から、事務事業を検証しておられると私は考えますが、行財政運営には内部統制が重要と考えます。内部統制とは、組織内において業務に支障を来すようなリスクに対応するための規範を設け、組織の中の人々がそれに基づいて業務を行っていくプロセスのことです。内部統制の整備運用が進むことで、事務の適正な執行が確保され、ミスの防止や問題の早期発見につながるなどの効果が期待されます。あさぎり町においても監査基準が改正され、第9条に内部統制について記載されております。整備運用がなされているのか、代表監査委員もしくは総務課長に伺います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい内部統制につきましては、地方自治法の改正により定義なされたものでございます。現行の法令、法の規定によりますと、都道府県、また政令市と指定都市については、本年度から運用するように整備するようになっております。ただ、市町村におきましては、まだ経過措置といえますが、本年度からの運用までは求められておりません。ただ、それを待って悠長なことをしているわけにはいきませんので、監査基準にも設けられております。内部統制、法にのっとった基準を設けるべき、それに当たって進めていくべきと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 整備運用するに当たっての目標はいつごろを考えて進めていくのでありますか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。具体的には目標時期は今定めてございません。先ほど申しましたとおり、県または、熊本市を初め政令指定都市で運用を始めておりますので、その内容等をいろいろ見させていただいて進めていくようにしております。現在のところどの時期かというものは申し上げるレベルではございません。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、こういったことはやっぱり時間をかければよかもんじゃなかった私だと思いますよ。やっぱり皆さん方が仕事がしやすいような形にすることと、やはり皆さんがミスも犯してもすぐですどこに問題点があったかと、そしてそれを改善していく。こういったことは大切なことでありまして、そういったことをやっぱり明確に目標を定めて、いつまでやりましょうと、県はもう今年いっぱいだったら、じゃあうちはほんなら1年ぐらい後でも本来は半年ぐらいと私は思うんですけども、やはりそう

いう何でも目標をしっかりと定めた上で取り組んでいかにかここにちゃんと条例にもうたってあるわけですからどうですか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。もう法で定められた規定でございますので、それにのっとって適切に行っていきたいと思っております。ただ、当然時間をかけてつくるものではございません。今年度につきましてはやはり行革の第4次プランの年でもございますので、横断的な協議組織にもこの地方自治法の改正内部統制が求められていることをしっかりと全庁職員認識の上、しっかりと体制をとって進めてまいりたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。次に7月豪雨災害復旧復興について伺います。くま川鉄道も甚大な被害を受け、復旧の見通しも立っておりませんが、先にくま川鉄道の取締役会議では、従前にくま川鉄道での復旧を行うことに決定したという新聞報道にありました。私は線路敷上にバスを走らせることで、将来のバス運行補助金、1億9,338万8,000円、くま川鉄道補助金8,276万円。これは令和元年度の1市8町村の合計であります。こういった補助金の削減に私はつながっていくというふうに思うわけでありまして、またバスの周遊です。人口の減少や高齢者、交通弱者、そういった方々が増えていく中での対応、そういったものの活用したまちづくりが私は可能だと思います。まず取締役会議での内容を御説明いただければと思いますけれども。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、取締役会ではですね、今議員がおっしゃられたとおりに、鉄道の復旧がいいのか。またバスが今のように、代替バスの方法、それから地域乗り合いバス、それから、BRTの整備、この辺でいろんな事例が出されて説明がありました。その中で1番問題につちゅうか注目されたのが、速達性、目的地まで到着する時間の身近さですね。それから定時制、時間の遅れがないということで定時に到着するという。それから大量輸送性、それから運営費用、復旧あるいは転換費用とその財政措置、こういうものを比較したときに、鉄道復旧が1番ベストであるというような話し合いの結果です。今現在は高校生の通学を中心とした朝夕のピーク時が片方で上り下りで420名ぐらいを輸送してるわけです。それがカバーできるのは、今現在のところ鉄道でしかないということです。それから国のほうが特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業ということで、補助率を国が2分の1、地方が2分の1、補助災害復旧事業債で交付税措置が95%ありますので、地方の実質負担は2.5%ということになっております。こういう有利な支援がありますので、鉄道で復旧ということが決まったわけです。それから先ほどもう一つ言われました、高齢者の方が利便性ということを考えますと、今あさぎり町もデマンド交通が利用者が少しずつ増えてますが、これとの連携をスムーズにして、そして免許返納やあるいは車を利用しないで目的地に行けるようなそういう交通循環網も検討していかなければならないと考えております。それともう一つは、今現在は鉄道とそれから路線バス二つに補助金を出してます。将来的にですね財政負担とか、あるいはいろんなことを考えまして、今あさぎり町のデマンド交通との連携も考えまして、今二つある交通手段をどういうことでやっていくか、あさぎり町のデマンドバスとのベストミックスとか、そういうことも考えていかなければならないというふうに私は考えている次第です。そういう流れの中で、先月の27日の臨時取締役会において、鉄道事業による復旧が決定したような次第です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） タブレットに補助金一覧表をしておりますけれども、ご覧いただければと思います。くま川鉄道で25年26年に田園シンフォニーの5両をですね3億5,000万ほどの資金をか

けて更新しました。しかしながら、この利用者が増えたかと補助金が減ったかと言いますと、全く減っておりませんで、だんだんだんだん年数を経つごとにですね、あさぎり町の補助金も増額されております。こういったことからですね、これもバスも同じでありますけれども、まず昼間あたりは空気を乗せて走っているというような状況であります、バスにしても、くま川鉄道にしても、こういったことを考えれば従来の形での復旧をするとしても、私はこの補助金は増えていくばかりじゃないのかな。人口減少でありますし、子供たちも減少していく。通学生も減っていくと。そういうことになると非常に私は自治体の負担は大きくなるというふうに思います。くま川鉄道の被災状況であります、3枚目には国土交通省がですね、BRTに期待される役割、そういったこともここに出しております。そしてBRTの特色あるいは効率化、高度化、定時制、速達成の確保、BRTのメリット、こういったことは国土交通省がちゃんとつくって出してるわけですね。私は余りにも取締役会での結論というのは拙速過ぎるのではないのかなというふうに思います。これは議会で議論したわけでもまだないんですけれども、執行部の方々、あるいは取締役会にはどういうメンバーがおられるかわかりませんが、本当に地域住民や地域の皆さん方の声を聞いての結論を出されたらどうかというふうに非常に不信感を持っております。今後ですねやはり住民の理解と協力を仰いでいかなければ、やっぱりくま川鉄道も非常に運営が厳しいということであるならば、やはりもっとも住民の意見を反映できるような形をとるべきではないのかなというふうに思いますが、熊本県あるいはくま川鉄道の社長に来ていただいて、意見交換会等ができればありがたいと思うんでありますけれども、町長はその辺はどのようにお考えでありますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 溝口議員がおっしゃるのはよくわかりますが、今BRTにするのはちょっと拙速ではないかと今考えてます。先ほどから言いましたように、速達性、定時性、大量輸送性、そういうものを考えたときに、国も復旧事業の補助金の決定をいただいておりますので、そういうものを使って、またくま川鉄道利用したこの球磨郡市の復興、復旧私はくま川鉄道の場合は復旧中興だと思うんです。1度衰えたものをまた再度よみがえらせる。だから復旧復興ではなくて、復旧中興ではないかと、やはりこのくま川鉄道があつてこそ、今後のまたこの球磨地方、人吉球磨地方の経済的な発達あるいは観光地としての魅力アップ、こういうものに貢献できるように努力していくべきではないかと思えます。これまでがそうだったから、将来もだめだというような考えではなくて、これまでのことを踏まえて、よりよいこの球磨地域をつくるためにみんなが知恵を出していくべきではないかと考えてます。ですので、多分この会議の中には有識者によるいろんな意見をいただく場もありますので、その中で地域住民の意見を聞く場もあるのではないかと考えてますし、また私も取締役の一員として地域住民の意見を聞く場、あるいはいろんな専門家の意見も聞いて、そしてくま川鉄道沿線が今後また反映していくように、少子化、確実に進んでおりますが、少子化をとめるのも私たちの仕事ですから、私たちはそのために今この場にいるわけですので、少子化の流れに認めるのではなく、少子化をとめて、そしてまた子供が増えていくような、そんなまちづくりをやっていくべきだと私は考えてますので、そのためにはくま鉄道の復旧は必要不可欠だと考えておるところです。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員質問事項と質問要旨があと2点ほど残っておりますので時間の配分よろしくお願いたします。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。議長から催促されましたので次に入ります。はい。次にですね今回の豪雨災害で被害を受けた町内の工場店舗等に対しては、当初災害見舞金の対象外となっておりましたが、その後検討いただき納屋に含めて災害見舞金の支給を行うことになりました。本来ならば、あさぎり町災害見舞金支給条例の改正を行い、遡及して実施することが望ましいのではないのかなと私は考えるんでありますけれども、なぜ解釈といたしますか、要綱で何もかも納屋に店舗や事務事業所を含めるというのは、いか

がなものかなと思うんですけども、なぜそのような状況になってるんですか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。この災害見舞金条例につきましては、今回豪雨に対応した見舞金を支給することになっております。設定当初からその他の災害全般での被災された方の見舞金でございます。当然、火災に対してもこの見舞金によって支給することにしておりまして、火災の場合にあっても、倉庫、事務所、住家以外の建物も当然この条例に基づいて支給しております。その際にも納屋等住家ではないもの納屋等ということでその規定をにのっとって支給してありますので、今回豪雨災害浸水被害に遭われた方に対しても、火災と同様な解釈で納屋等に含むということで支給したところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） なかなか等が好きですね。等を入れておけば何でもこう包括してそれで対応ということですが、そういうことが本当にいいのかどうか。私は理解できない部分がありますが、しかしながら今回当初はですね、商工観光課長は対象になりませんって言ってたんですよ。しかしながらそういうことであると思います。次に新型コロナウイルス感染症対応について伺います。地域の小規模事業者が行っている移動販売はひとり暮らしの家庭や商店の廃業によって買い物難民と言われる地域を巡回し、時には注文された商品もほかから買い求め届けるなど、新型コロナウイルス感染する拡大防止のために町筋の店舗に行けない人たちも多い中、移動販売車はなくてはならないものとなっております。しかしながら移動販売は経費がかかり、利益を求めるにも程遠いものがあります。車両を買いかえるにも、冷房設備等に多額の費用を要します。事業者に対して車両購入等の支援を行うなどしなければ事業者が継続して移動販売を続けることはできないと考えておりますが、商工業者の機械等の購入補助は上限20万円であります。しかしながら農業や林業者に対しては、上限100万あるいは200万円となっております。その辺の上限を見直して、こういったものにも何らかの支援ができないものかなというふうにも考えますけれども、いかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。ただいま議員から言われたとおり商工観光課、町の補助金としては、商工振興補助金の20万円が上限ですが、商工会窓口のほうにですね小規模事業者持続化補助金というのがありまして、これは一般型、コロナ対応型とありまして、最大補助率が3分の2の上限100万円というのがありますので、そういったものの活用もしていただければと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、移動販売についてちょっと町村会の動きを御説明しますが、Aコープが今移動販売をされてます。高齢者の見守り等も行いながらやっておられて、県の補助金がありました。150万、それがなくなるので、維持費として町村会のほうからも出してほしいというような要望がありましたし、錦町では錦町のスーパーの移動販売車に対して、購入費用の一部補助金もありました。しかし町村会のほうにAコープのほうから要望があったときの町村長の一致した意見は移動販売には補助金は出さないということで一致しているところです。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。その理由は何でしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） まず、移動販売にだけが買い物弱者を支援してるわけじゃありません。ほかのお店の中でもいろんな方法で買い物弱者を支援されてますから、そういうものもすべて対象にしてこなければならぬ場合もあるし、あるいはこのあさぎり町に他町村からおいでになっている方もあるし、逆に他町村に

移動販売をされてる方もいらっしゃると思います。そういうことでなかなかそのあさぎり町で限定してやっていくというのは非常にやはり要綱をつくる上でもですね難しいし、買い物弱者と言われる方たちもいろんな形でそういうものをもっと率先して利用していただけるならば、移動販売者の人も助かるわけですが、一方でやはり車を使って大型店に買い物に来られる、やはり利用もなかなか促進されないというところもありますので、なかなかそこに入り込めないところがあると私は思います。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 今観光課長が言われたように、持続化補助金の三分の二100万円は、移動販売車にも該当をするんですが、いつ頃までになってますか。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。まず一般型を採択を受けられた後にコロナな対応方も採択を受ける必要があると聞いております。申請につきましては詳しいことは商工会のほうにお尋ねいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、終わります。

◎議長（徳永 正道君） これで12番、溝口峰男議員の一般質問を終わります。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時48分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、4番加賀山瑞津子議員の一般質問です。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 4番加賀山瑞津子議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。4番加賀山瑞津子です。今日9月9日は重陽の節句です。中国の陰陽思想、9が重なる最も演技のよい日となっております。旧暦の9月9日は、今の10月中旬に当たり、菊が美しく咲く頃にありますが、身近なところでは人吉のおくんちがあります。今年はおくんち祭りが無いのが非常に残念ですが、この縁起のよい日を私たちのこれからの力にできればと思います。菊の花を用いて、邪気を払い、不老長寿を願う自然人への敬意と感謝の気持ちでこれから質問をしていきたいと思います。7月の豪雨災害以降、今日も私のボランティアの仲間たちは人吉球磨村で復旧作業、生活支援を続けています。亡くなられた方、被害を受けられた方々に分かって心よりお悔やみ申し上げます。あわせて1日も早い復旧復興に向け、私たちも共に努めてまいりたいと思います。本日は2点質問をいたします。まず1点目、7月豪雨災害の検証と今後の防災減災に向けての対策についてです。8月より橋本危機管理監の就任により、防災について力強い仲間が増えたことに感謝申し上げます。9月6日の台風10号の被害状況等については、本日の全協で危機管理監より報告がありましたが、7月号豪雨災害から度重なる状況の中できちんと検証し、次回に向けて町民の皆様と情報を共有していくことが重要になってくると思われまます。情報についての項目から先に質問したいと思いますので、通告書の順番の2番、3番、1番、4番で質問をしてみたいと思います。災害情報の発信と避難行動に結びつける環境整備について、6月の一般質問では防災ラジオについて質問いたしました。その後各家庭の設置状況の確認をいただき、今回の7月豪雨となりました。今回の避難行動には大変役立ったと思われまます、町長にお伺いいたします。今回の町の避難放送については携帯の

警報メール、屋外の防災無線放送、ラッパ放送、それと防災ラジオとありましたが、町としてはどのツールが1番有効だったと思われませんか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 災害における避難準備、避難勧告、避難指示、来年からは勧告と指示が一本化されるという話ですけども、ほんとにこの出すタイミングというのはほんとに難しいところがあります。今度の台風はもう事前にもう予報が地域住民の方にも通っていらしたので、早目に対応することができましたが、前回のような7月豪雨のときには、一応気象台では200ミリの雨ということでしたので、この地域では200ミリではそう余り大きい数字ではなかったというようなところもあったと思います。そういう中で、あさぎり町の避難準備、避難勧告、避難指示の発令は適切な時間に行われたと思っております。1番やはり役に立ったのは、防災ラジオではなかったかと思えます。そういうことで、この防災ラジオの活用を今後も本当に有効に使っていきたいと思えますし、町民の皆さんたちも、本当にこの防災ラジオはあってよかったという声を大分聞かせていただきました。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） あわせて今回有効だったのは共助の部分で1番使われました個人個人が持ってらっしゃる携帯電話でした。避難への声かけであったり、避難先の安否確認というのもそれぞれの携帯番号をみんなが知っていたことによってできました。まさに共助だったと私は思っております。7月の豪雨、今回はちょうど田植え時期等重なったことで、水田も満水で遊水池の役割が果たせなかったというのも水が増えた要因の一つではないかと地元の私たちは思っております。球磨川流域の集中した地区に主に甚大な被害が出てしまいました。そのために、近隣で知っている関係があったっていうのが非常に功を奏しました。朝5時半に球磨川と石坂の堰の所を確認に参りました。いつもより少し水が多いかなあという感じでしたが、自宅に帰る途中、高齢の御夫婦の家の前を通りましたら、既に玄関先には行けない状況でした。一度家には帰ったもののどうしても気になりもう一度その方たちが普段過ごされているお部屋のほうに回って、おじさんという大きな声を出しましたら、中から窓をあけてにこり笑っていらっしゃるお父様がいらしゃったので、おじさん、今から消防署にボートば頼むけん安全なとこで待っててください。わかったわかったと言われながら待っていただきました。その後自宅に帰りましたら、6時には床下浸水の状態でした。たった30分で1メートル以上の水が上がってきておりました。7時半。嫁、息子、孫たちと一緒に避難を開始しましたが、その前の7時に消防署がボートをもって救助に来ていただいて、私の地区の4、5件の方がボートを利用して避難をされました。先ほど町長もおっしゃいましたが、勧告と指示、実は今回1番感じたのが、その点でありました。勧告と指示どっちが重いんだろう。どこで何をすればいいんだろう。町民サイドからするとびんこないという実感を私自身も感じました。以前老人ホームで防火管理者をしていたときに訓練を行いまして、直ちに避難してください。急いで避難しましょうというふうに放送をいたしました。後で消防署員の評価で非常時には危ない、すぐ逃げろ命令調で伝えることも必要だと指導を受けたことを思い出しました。7月災害そして今回の台風10号の対応についても、指示の場合の放送、危機感を持つという意味では命令形もありなのではと感じておりますが、いかがでしょう。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。本当に緊急を要するときには、命令的な指示も必要だと思います。私も、今回は台風には相当なまた被害が出るのではないかとというふうに考え、防災ラジオ、防災無線を使って、本当に安全性を確保していただくように訴えました。やはり、ほんとにもうお願いを通り越した切なる願い、もう命令口調で指示を出さなければならぬ事もあると思えます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） あわせまして、常日ごろからの防災に対する意識づけ、13番議員も言われておりましたが、防災教育の大切さがあると思います。学校サイドでの指導は今どうなってるでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい。学校のほうでは、まず学健、学校安全保健法にのっとりまして、学校安全計画の策定、それから学校環境安全の確保のための計画、そして同じく学校保健安全法にのっとりまして、危険等発生時対処要領の作成等を行っております。それから平成29年度から公文書のほうに防災主任の設置というふうになりまして、各学校では防災主任を設置しているところでございます。まず学校でのどのような取り組みをしているかということですが、まずは防災管理計画に沿いまして、地震、火災、風水害、不審者等の予防計画のもとに、避難訓練を実施しております。学期1回、年3回実施しておりますが、避難訓練は主に地震、火災、それから不審者等に対する避難訓練をやっているところです。まず地震につきましては、いろいろな想定がございますが、まず教室にいた場合、それから各教科指導中の場合、特に火を使います理科それから家庭科等での避難の場合の注意と、それから登下校もありますので登下校中の避難の仕方等につきまして各教科、それから特別活動等で指導をしておりますが、各教科それから特別活動ともに、常に防災管理を常に意識したようなことも常に指導者は念頭に置きながら、関連することがあれば直ちに避難に結びつける、あるいは防災に結びつけるというような指導もしております。また火災等につきましては先ほど、もう少し関連したような話ございましたが、やはり避難時の四つの約束、おかしもです。おは押すな、かは駆けるな、しはしゃべるな、そしてもは戻るなです。これをやっぱり徹底を図るということで、これも教科指導あるいは特別指導の中で、機会があるごとに指導をしているところでございます。一応他にも不審者等につきましてはの場合の避難訓練をしておりますが、不審者につきましては、変質者に遭遇した場合の対処指導、それから関連機関との連携ということで指導をしております。それから最後になりましたが、風水害につきましては、ある学校では保護者と地域と協力した避難を実施しております。これも御存じかと思いますが以上報告しておきます。それからあと1点ございました。大変ありがたいことにですね、地震それから不審者等につきましては、やはり地域の方々が子供たちを見守るということで、朝方一緒に登校してもらっております。これにつきましては、ちょっとしたことに対してもすぐに行動ができるということで大変感謝しております。ありがとうございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。今教育長から、学校では充実した防災教育をしていただいているという報告がございましたが、ぜひ子供たちに今度は先生になっていただき、各家庭でも防災教育に関わっていただければと思います。8月30日から1週間、防災週間が設けられましたが、活用して防災意識の向上はあさぎり町では図られたんでしょうか、お尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。あさぎり町の防災週間8月30日から9月5日、これはもう毎年国の習慣とあわせて条例で定めているものでございます。本年度につきましては、7月豪雨を受けたまだ被災の傷跡が残っている中での週間でございます。防災の日に事業等ができることはありませんでしたが、全戸配布といたしまして、まずは情報をやはり入手してほしい、そして避難するタイミングを自分でやっばつくってほしい、ですからそれぞれで避難スイッチを入れてくださいという、これは御案内でございましたがというチラシを全戸配布させていただきました。その後、今回の台風10号の襲来となったわけですが、やはり7月豪雨もあつてか報告いたしましたとおり相当の方が避難をされました。やはりリスクに対する恐怖感といますか、災害に対する意識はやはり7月ごろからは相当に上がっているものと考えているところでござ



います。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。回覧で回ってきまして、各戸お取りくださいと書いてありまして、結構皆真剣に今回は読んだような気がいたします。また、1年に1回と言わず、春夏秋冬とそれぞれの時期での災害も変わってまいりますので、町民への啓発という意味で、私はまたこういうお知らせをですね、随時出していただきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。防災週間をやはりそのテーマとして取り組んでおります。しかしながら何回も今日は出てまいります、8月から危機管理監が就任いたしました。9月3日には自主防災組織の連絡会議も危機管理の危機管理監の説明のもと進めてまいりました。今後いろいろな形で危機管理監が中心となって自助共助についての教育といえますか、支援活動は行っていきたいと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい、私も午前中に橋本危機管理監とお話をしましたら、どこでも読んでください。僕はどこにでも行ってみんなとお話をしますと、非常にフットワーク軽くお答えいただきましたので、こういう情報もですね、町民の皆様にお伝えしていけばいいなと思っております。3番の避難所施設、被災者対応の充実についてということ。7月の災害に続き、今回9月の台風10号、水害の対応で私たちは避難をいたしました。その中で1番感じたこと、それはいずれも町の対応の早さでした。担当職員の皆さんの避難所での対応、職員の中には小さいお子さんがいらっしゃる方、そして高齢の親御さんを抱えた人もいらっしゃるわけですが、しっかり町民全体の避難活動に取り組んでいただきました。本当に感謝申し上げます。7月災害時より、今回の台風10号時と避難所設置については、開設運営が非常にスムーズになってきたと避難者として実感しております。しかし、コロナ対策について、ソーシャルディスタンス、パーテーションの設置等、より安全性の取り組みについて今後どうしていかれるのかの現状について伺います。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。7月の豪雨のときはですね、コロナ対策ということで、大きな施設、例えば上地区でありましたら上総合体育館、免田地区は免田地区の体育館、岡原もみじ館それぞれ大きい施設を避難所として場所をつくりました。その中でのソーシャルディスタンスといえますか、パーテーションもそうですが、避難者の方がですね、どれくらい来られるかがまずわからなかったということで、ある程度こう長期的な避難者がですねおられる場合は、人数を見てパーテーションについても準備をする計画を今後はですね立てていきたいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。今回私も参考になりましたのは、須恵の文化ホールの体育館スペースですね、自分ところの簡易テントを持ち込んでされて、ここだともうほんとにこの人たちはこのスペースだっていうのが非常にわかるので結構ディスカウントあたりにもあるので、これも一つの使い方なんだというのを自助の中でですね、使えるのがあるなっていうのを私も感じております。私も今回質問に関しては、7月豪雨ということでしたが、避難場に関して実は私今回また3点ほど気づきがありましたので、また次に生かしていただきたいと思い、ちょっと御報告いたします。受け付けをしていただくときに、利用者の区分分けを最初からしておくとか夜助かるなど思ったことがありました。御高齢の方は非常にトイレが近い方もありまして、一晩中御手洗に行かれていた。そういう方たちのために、最初からトイレの近くの場所を案内する。そして赤ちゃんをお持ちの方がどうしても夜中に夜泣きをすると、近くの人が赤ちゃんの声で

眠れないと、今回の文化ホールでは、子供たち用の場所の確保をしていただきましたが、そういう点の配慮も最初からしといたらよかったかなど。あと簡易ベッドも準備していただいておりますが、最初から立ち上がり困難な方を要介護者ということで、受付の段階からチェックをしておくスムーズに移動ができるのではないかとありますが、今後活用していただけるでしょうか。副町長お願いします。

◎議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（加藤 弘君） 今回の豪雨の避難につきましては、まず町長のほうから指示がありまして、梅雨に入る前、多分5月位だったと思いますが、人吉球磨の中でもいち早く避難所のコロナ禍の中での大雨等に対する避難については、いち早く取りかかりました。職員を早くからですね区分けをしたり、簡易ベッドとかいろんなものを間隔とかですねいろんなものを受け付けの内容から実は早くから取りかかってまいりました。さっきお言葉いただきましたように、多分あさぎり町はスピーディーにですね、うまくできたんじゃないかなろうかと思っております。これは自信持っております。今日先ほど今ですね、また3点ほど御指摘いただきましたアドバイスといいますか、この点につきましては、本当に実際今回体験してみてもですね、本当に必要なことだなということで思いましたので、今後また避難あたり対策本部あたりと打ち合わせましてですね、参考にして取り入れさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） この加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。前回は球磨川の増水がありましたので、須恵文化ホールのほうにはいきませんでしたので、免田の生涯学習センターのほうに行きました。そのときは気づかなかったんですが、今回須恵文化ホールに行きましたら、非常に今までもですねネットがつながりにくいというのはあったんですが、Wi-Fiルーターはあるんですが電波がなかなか届かない。皆さん携帯で台風情報を収集されるわけですが、いつまでもしばらくお待ちくださいの状況でつながらないという現状がっております。ぜひこの後他の議員のほうからWi-Fiルーター、そして、ネット環境については質問があると思いますので、後半の議員さんにつなぎたいと思いますが、あわせて非常用電源の確保について町のほうはどうされていらっしゃるでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。非常用電源につきましては、今具体的な施設名を挙げていただきました須恵文化ホールにつきましては、本庁舎等が何かあった場合の第2庁舎的な役割も持たせておりますので、自動的にスイッチが入るといいますか、発電機を設置しております。本庁舎も同様な取り扱いでございますが、他の避難所となりうる施設につきましては、そういう発電機を常設しているところではございません。ただ、避難所について停電はいうに想定されるリスクでございますので、しっかりと発電機、移動式の発電機をすべての施設に対応するように整備をしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。実は北海道地震のときに、皆さんスマホの電源切れということで通信手段が途絶えたっていう事例が発生しております。今後は水、食料にプラスして電気も配備ということで、ライフラインの強化というのは必要ではないかと思っております。乾電池も含めた電気に対して、先ほど非常用電源についてはお伺いいたしましたが、その対応ですねについての備品の状況も今後は計画をお願いしていければと思います。あわせて、IP電話っていうのが各公民分館にございますが、実は活用について余り活用がされていないという現状があります。話を聞きましたら、区長さんには使い方は説明してあるということですが、区長が使われた事例はなかったような気がいたします。ぜひこれも町の重要な情報共有のツールですので、使い方についても御検討いただきたいと思います。被災者という点では、断水による被害も入ると思うのですが、今回給水車を来ていただいて給水をしてありますが、学校、こども園、保育園の対応

はどうだったでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。非常用発電の件なんです、確かに情報を入手するための携帯電話、またはスマートフォンの充電につきましては重要なものとは認識しております。先ほど移動式発電機ということで準備はしておると申し上げましたが、すべての電源を賄うための賄う容量はないものでございます。必要なものに対しての発電を行うものでございまして、当然携帯等の充電にも対応をすべきとは考えておりますが、まずは必要な灯であったりというものに対応する手段でございまして、よって、避難所を開設する際に、早目の避難を呼びかけます。その際には、やはり自らでそういう携帯等の充電はその際に充電満タンにしておいていただく等のお願いをしているところでございます。あとIP告知、IP電話につきましては、今回の台風10号につきましては相当に大きい台風でございまして、事前からその危機感について呼びかけがございました。よって、前に行いました自主防災組織の集まりの中で、当然地区の区の避難所として公民館を開けることも想定されていらっやいました。その際には必ず開設した、何人こられているということ連絡いただくようお願いしたところでございます。しかしながら、お持ちの携帯電話から連絡をいただいたことが多々ありましたので、その際にはIP電話を使っていただくというものを再度その使い方も含めてそこにいらっしゃる方がすべて使えるような方法をとっていきたいと感じております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。今回の豪雨で特に岡原地区につきましては断水が発生したということでありまして。保育園等もありますが、保育園につきましては非常用のペットボトル等を持ち込みました。また給水用のタンクを準備してですね、それらを持ち込んで水として使っていただくように配置をしたところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 学校のほうはですね、今回の7月豪雨につきましては、いろいろな断水等の報告がございましたので、直ちに町内小中学校に連絡を入れまして、水の出る具合といいましょうか、出るのか、それから濁ってないのか等を直ちに調査をいたしました。その中で3校ほどがやはり濁るということでしたので、ただちに給水をお願いいたしまして、そして水のペットボトルをいただきました。なお給水車のほうにも学校のほうから出かけていって、タンクでまた入れて持って帰るということもいたしました。それからトイレ等もですね使用状況も尋ねまして、そういうような排せつ物等に対する対応はどうかということも尋ねまして、そういうのも一応いろいろ給水等を活用しながら対応したところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山委員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。水害だけでなく安心安全な水の確保っていうのはですね、ライフラインの中で非常に重要になってきますので、継続した対応をお願いしたいと思います。もう1点、避難所被災者の方の今アレルギーのある方が増えてきているわけですが、非常食保存食において、アレルギー対応の食材のほうは御検討されているでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。備蓄しておる非常食につきましてアレルギー対応は行っていない状況だと思います。当然、その品目のパッケージにはどういうものが使われているというものは表示してありますが、アレルギー対応にはまだ至ってないというところだと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。今小学校・中学校の給食においてもですね、アレルギー食って

いうのは別に管理栄養士さんを置いて対応していただいているということもございます。ぜひそういう情報をですね有効に使っていただき、子供たちも避難してくるかもしれませんので、そういう方たちにも対応できる姿勢というのは必要ではないかと思えます。あわせて先ほど総務課長が充電についてですね、放送でもしっかり充電して来てくださってというのが今回も放送がありましたが、自助の中で、普段からそういうものをちゃんとストックしといてくださってという町民教育、住民教育っていうのもですね、必要になってくるのではないかっていうのも考えております。しかし今回の被災者の方について1番私が今から心配しているのは、何よりも体と心のケアです。発災後大型の災害ごみの片づけ、そして床下の消毒、皆さんバタバタで何も考える時間がなかったわけですが、今片づけが終わっている状況の中で、実はまだ畳も入っていない家、まだ床がむき出しの家があります。片づけ時には目やにが出て、そして皮膚の疾患が出て病院に行かれた方もかなりたくさんいらっしゃってます。なぜ心のケアが必要かっていうと、実は建物に関しては火災保険は掛けているけれど、風水害の保険をかけていなかったっていうところが非常に多ございます。これから再建に向けて頭が痛い。考えると眠れない、眠れないから体調が悪くなるということが起きております。安心して住み続けるためには、金銭的な支援も必要ではございますが、不安に対する心のケアにどう取り組むのか。ここについては町だけでは対応はできないと思えますが、町の継続的なケアについてのお考えはどうなっているのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。今回の7月の豪雨の際にですね、被災された床上床下浸水された方につきましては、保健師、それから管理栄養士等で巡回を行いまして、できる限りの支援は行ったところでございます。その後また継続的にまだ御支援のほうさせていただいておりますけれども、そういったメンタルヘルスの面とかですね、そういったところがまだ十分に回復されてない方もいらっしゃるということ聞いております。今後も継続してですね、御支援のほうをさせていただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい、我が家にもですね、保健師さんが甘酒を持って来てくださいましたので、まだその甘酒は飲まずにとっておりますので、そうやって役場のほうでも回っていただいておりますが、ぜひ次のステップとして、地域でのこう支え合ってということもですね、御指導いただければと思います。1番の激甚災害指定についてです。早期の復旧に向けての取り組みとして、8月の31日の全協で、国からの支援があるということの説明がございました。再度町として具体的にどういう取り組みをしていただけののでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい、企画財政課です。今回豪雨災害によってですね、国の激甚災害指定がなされたことは、先の農林課長のほうから答弁があった際にですね、8月25日付けで激甚災害の指定を受けております。激甚災害指定にされた際にはですね、通常災害の補助率のかさ上げがございまして、公共土木施設災害復旧事業等について83%、農地に関しては96.3%、農業用施設については98.4%、林道については92.2%、それから小規模災害に関する、通常40万円以下と言われているものに関しましても、起債の小規模事業債というのが借りることができまして、それについては交付税の措置があるというふうな内容となっております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい、実はこれは今回の災害について、国のほうから支援があるということ聞きまして私とすれば私有地に関しては各個人個人で今対応していただいております。個人の自宅前ですねうちの裏山が崩れてきたけれど、それは個人だから個人で話し合って対応してください。自宅

入り口の土砂が崩れているけれど、それも個人の所だから、個々人で対応してくださいと。個々人でできるものではないってところが非常に多ございます。今回の台風でもまた自宅前の目の前が崩れていく、しかしそれは私有地だからどうにもできない。怖い。私は町として今回町がすべき部分を国が応援してくださるんだから、町独自としてその方々にも支援が必要ではないかっていうのを痛切に感じておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。私も災害がある程度落ちついた時に、災害に遭われたところを中心に回りました。その中で裏の傾斜地が崩れてブルーシートをかぶせておられました。そういうことに対して町からの支援をもらえないのかというような声もいただきましたが、現行では私有地に関しての支援は何も今のところ、国からも県からもそういうふうな支援策は盛り込まれておりません。ですので、そのことについてはですね、一応今後土砂災害等の警戒区域については、予防という面からですね、やはりそういう所に対しては安全策をとっていかねばならないのではないかと。そういうことで、町の予算だけではかなりなまた予算を使います。行財政改革を進める中で、必要な所はやっていかねばなりません、国県とやっぱり連携しながらですね、今現在の災害復旧を兼ねながら次の災害に備えた強靱化、そういうものが必要ではないか、そういう観点からやっていかないと道が開けてこないんじゃないかと考えてます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。今回は私の地区でしたが、誰も明日自分がその立場になるかもしれない。そう考えた時に、私は被害に遭った人間として、そしてそういう地域の方たちの声を聞いた立場として、町として耳を傾けていただきたいという思いで質問しております。4番目、災害ボランティアを含めた各種協定の再構築について。今回必要な物資が必要な時に届かなかった。いえ、届きにくかったという課題が見えてきました。ボランティアセンターでは、コロナ感染症対策により、町内のみのボランティア募集となりました。中高校生にとっては貴重な体験になったと思います。また、来ていただいたということで、未来の若者の笑顔に元気が出たという声もありました。しかし、大型の災害ごみの搬出、車の運転、人手が足りない状況は続いておりました。仮置き場設置期間の延長ということで、地域の人々の知人、友人の支援、そしてそれぞれのボランティアの応援でどうにか片づけは進みましたが、現在町が結んでいる災害時の応援協定ってというのはどういうものがありますか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。地域防災計画の中に掲げておる災害時の応援協定についてですが、協定を結んでいる件数は46件ございます。その内容、協定の内容でございますが、物資協定があり、まず物資協定が数社と協定をしておりますし、自治体間の相互応援もちろんございます。それと福祉避難所の協定、一般廃棄物の許可業者に関する協定、医療衛生に関する協定、消防相互応援に関する協定、特設公衆電話の設置等に関する協定、このようなものを計46の協定を締結しております。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい、先ほども申しましたが、今回は町としての対応がスムーズにいったので、余り協定を結んでいらっしゃる方たちを町なかで見かけたという記憶がございません。ただ明日は岡原、明日は深田、明日は上村で災害が起きてもおかしくない状況ですので、それを考えた時に私はこの大きな外部との協定に合わせて、広い意味でのボランティア活動の充実っていうのも必要になってくるのではないかと思います。物資を取りに行けない人の所に届けてあげる。必要な人数を集めてきて、また町につなげるというボランティアも今後必要だと思いますが、第4次あさぎり町保健福祉総合計画の中にもこのボランティア活動の充実という項目がありますが、具体的な町の取り組みはどのような形になっているでしょ

うか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） はい。今回の豪雨被害につきましては、災害のボランティアセンターにつきましては社会福祉協議会とですね、協議をしながら開設をしております。7月7日から7月の19日までということでしたけれども、今後の災害に向けたボランティアセンターの計画につきましてもですね、社会福祉協議会と十分協議検討しながら計画をしていくということになります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい、今回の質問は何か私のほうから一方的な要望というような感じになってしまっているのではないかという危惧がございますが、現状についてみんなで共通理解していくことは私は大事だと思っておりますので、ぜひボランティアについての考え方っていうのもですね、担当課だけではなく、皆さんで考えていって知恵を出していただけるのではないかと考えております。またあわせてふるさと納税、これの活用というのもですね災害支援という項目がございますが、今回サイトを見てみますと、人吉球磨村の支援が非常に多うございました。その中であさぎりは非常に下のほうに順番が出てくる状況でした。その中で、多良木町が結構多かったサイトがありました。何でだろうと思って見ましたら、自動車学校が水没したっていうのを前面に出してあったので、これは大変だということで多良木のほうの応援に入ったという方が私も知り合いの方がいらっしやいましたけれど、ぜひあさぎり町もその安全な飲み水の確保であったり、主流河川の堆積土の撤去とか、これがないとほんとにみんな幸せになりますみたいな町としてアップ記事の工夫も必要ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 多良木が多かったのは私も確認していますが、その理由は今初めてお聞きしました。そういう意味でですね、あさぎりも水道施設に通ずる林道とかいろんところで激甚な災害を受けているわけですが、なかなかやはりマスコミが捉えてくれる、捉えにくいところの災害と捉えやすいところの災害と、やっぱりマスコミ関係者の人たちも、やっぱりニュース性のあるところにそういうカメラとか写真を向けるんじゃないかと思います。その辺のところは難しいところだと思うんですが、でも情報発信というのは必要ですからですね。危機管理監のもとでもちゃんと広報担当というのが今までももちろんあったわけです。国県からの聞き取りとか、あるいはマスコミからの聞き取りに対して対応する広報係は今までもいたんですが、今度はもっとそこをきちんとですね対応できるように、そしてまた逆に情報を発信する。そういう意味の広報担当もやはり強靱化していかなければ、組織を強くしていかなければならないというふうに考えてますので、今いろいろと加賀山議員のほうからアドバイスをいただいていることをきちんと私たちが捉えまして、今後の検討、それから対応に生かしていきたいと思っております。ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。多良木町で自動車学校の水没っていうのを言いましたけどももちろん槻木の状況もあるのはあるっていうのはありますが、はい、実は避難所の問題点の対策については役場内でも会議を定期的に今していただいておりますし、検証していただいていると思っております。しかし役場の皆様の聞き取りだけではなく、直接被災された方の声の拾い上げ、そして全国で活躍してノウハウを持ってらっしゃるボランティア団体との意見交換、そういうのも今後必要だと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、そういう働きかけは町民の方からいただいております。先日もですね、長野県の例の千曲川の災害があった、ちょっと町名がちょっと出てきませんが、それもそこも東北大震災でそういう組織を立ち上げられて、そして、地元の千曲川の災害でその組織が活躍したというか、ボランティア活

動をされたということで御紹介いただきまして、その代表の方はお寺のご住職ですけれども、Web会議ですけれどもいろいろお話を聞かせていただきました。その中で、このあさぎり町でも対応をできるようなそういうボランティア活動だなということで今私は受けとめてるところです。その後今度台風が来て、そのことがそのまま進んでおりませんが、要するに、災害が発生した後の活動の訓練、そういうものやっていったらどうかというようなそれは組織でした。またこのあさぎり町にも大体の県外の方は、今度の災害復旧にはこれませんでした、やはりそういうノウハウを持った方は、それぞれですね、県内のそういう組織の方にいろいろ物資の支援とか、あるいは家の中の土砂の片づけ方の手順とか、そういうものをレクチャーされるような組織にも私も紹介されましたので、そういうふうなボランティア組織、そして日ごろからのそういうふうな方が一のときの訓練、そういうものは必要ではないかと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。阿蘇から長野から遠いのでWeb会議しかできませんが、私もお世話になっております南阿蘇の助け合いロハスのメンバーであればすぐそこですので、ぜひ直接ですね指導を仰げればという場面が多ございましたので、前向きに検討いただきたいと思います。次の質問に移ります。マイナンバーカード普及に向けての町の考え方について伺います。マイナンバー通知カードが5月25日に廃止されました。新型コロナウイルスの緊急経済対策として、1人10万円の特別定額給付金の申請時にマイナンバーカードのオンライン申請が話題となりました。昨今のマイナポイントのテレビCM等で注目を集めておりますが、町において普及率はまだまだ低いと思われまます。今後町としてはどう取り組んでいかれるおつもりでしょうか、お伺いします。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。ただいまの御質問にお答えいたします。まず現状から御説明を申し上げます本町の8月末現在の交付状況としましては、2,239件、あさぎり町の7月末のですね人口に対する交付率としましては14.8%。熊本県の7月末の交付率が18.9%、全国では17.5%となっており、確かに議員言われるように交付率は決して高くはございません。普及率としましては7月末で県内では30万名となっております。しかしながらですね、議員が言われたとおり、コロナ関連の10万円の給付や、マイナポイントの影響もありましてか本年の4月、すいません。昨年7月から昨年4月からですね4月から8月までのマイナンバーカードの交付枚数が67枚でした。本年4月から8月までの交付枚数が468枚、大きく伸びております。周知としましてはですね、広報や区長会での啓発、吉井地区からは説明を来てくれということで、そちらでは直接サロンにお伺いして説明を行っていたところです。今後も、広報やあさぎりナビなどを通じてですね積極的に周知を行っていきたいというふうには考えております。特に来年度からはマイナンバーカードがですね、健康保険証として利用できる制度がスタートすることや、高齢者の自動車の運転免許証の返納によるそれに伴います身分証明書として使えますということ、取得の推進のそういったことを含めて推進をしていきたいというふうには考えております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。今町民課長のほうから説明いただきましたが、昨年の67枚からすると468枚っていうのは非常な増加ではないかなと思いますが、実は私は27年の9月、マイナンバー制度が開始する前に質問いたしました。そのときに1番心配をしておりましたのがデメリットの部分ですね、セキュリティ面に関する不安が町民の方にある、それについてですね、町のほうで心配要らないということですね、ちゃんとこう伝えていただければ、もっと増えるんじゃないかなっていうのを感じております。あと先ほど免許の返納者についても身分証明書としてっていうことがありましたが、実は未成年の方もですねこれで身分証明になるっていうのもありますので、町としては今後マイナンバーカードを推進してい

かれるというのであれば、もっともっとですねPRをしながら進めていっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。平成20年の議員からの一般質問の内容につきましては議事録のほうで確認をさせていただきました。その中でですね前町長も前課長もですねこういった情報の取り扱いについては国のほうもしっかりとしたセキュリティーを持って対応しているという回答がなされております。今回もですね、私のほうでも一応確認をさせていただいたところですね、国としてはマイナンバーカードに対するひもづけをいろいろ考えてあるみたいで、それに伴ってセキュリティーのほうもしっかりとやっていくというふうに示されておりますので、それをしっかりと信じて、また周知を行っていきつつあるところで考えております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。実はコンビニ交付サービスっていうのがあるわけですけど、調べましたら、球磨郡市では人吉だけで、郡内はまだ全然契約ができてないという状況ですので、できましたら推進されるのであれば、そのあたりを郡の中でいち早くですねひも付けていうか、コンビニ交付ができるようにしていただければ、若い人も対応していくのではないかという気がいたします。マイナンバーポイントについては、まだまだ町民の方の中には不安があるっていう声も聞きますので、先ほど課長のほうからありましたように、ぜひ町民にとって便利なものであるというのであれば、そこをしっかりとですねお伝えただいて進めていただきたいと思います。これからのまちづくりについて、今回は災害について、全部の議員が今日質問する、今日明日明後日質問する議員からたくさん出ると思いますので、後の議員の皆様思いを託したいと思います。本日は2点質問いたしました。またこれからも進めていっていただきたいことを伝えていけたと思いますが、最後に町長の思いをお伺いして終わりたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、いろいろと提案いただいてありがとうございました。私も災害の発災の時には役場を離れるわけにはいきませんので、発災の時、またその後は庁舎に缶詰の状態でいろいろと情報を聞きながら判断すべきところ判断しているわけですが、そのあとはできるだけ災害に遭われた方、被災された地域を回るようにしております。それで今加賀山議員が言われた一つ一つも私はもうそういう意味で十分納得のいく話です。今後の対策、防災、それから復興に向けて今回の議員の提案を真摯に受けとめまして活用させていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（徳永 正道君） これで4番加賀山瑞津子議員の一般質問を終わります。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後3時47分

再開 午後3時56分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、1番、小谷節雄議員の一般質問です。

○議員（1番 小谷 節雄君） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 1番、小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、1番小谷です。本日は一般質問の初日でもう既に3名の方々が災害問題等を中心に質問をされております。私も重ねてになりますが、今年度の例年になくない大きな案件の一つ、



コロナ関連で質問をさせていただきたいと思っております。新型コロナウイルス感染症が国内でも蔓延を始めてから社会活動、経済活動に甚大な影響を及ぼし始めてからもう既に半年が経過をしようとしております。その間、この人吉球磨地域を始めとして、合わせて全国各地の甚大な豪雨災害がこの日本列島をこうむったわけですが、あわせて、先日来の連続した台風の接近等もありまして、今年にはコロナとまたあわせまして、自然の猛威を改めて実感させられている日々であります。その間に亡くなられました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様へのお見舞いを申し上げたいと思います。私も非常に近い関係の人材が被災をした関係もありまして、延べ20日間ほど被災地に入ったわけですが、その間私感じましたことは、復旧復興の困難さ。そういったものを考え、また将来のことを考える中で気が遠くなるようなその道のりを自分自身で多少立場異なりませんが身をもって実感し、あわせて私どもの務めを改めて気の引き締まる思いを今感じておるところでございます。あさぎり町当局におかれましては、町長始めといたしまして、コロナ対策とあわせて、この災害対応に当たってこられたわけですが、このような困難とも表されます緊急事態のもとでは、町部局と議会の連携は、平常時以上に必要不可欠であり、各自治体でもそれぞれの判断のもとに、各議会一般質問中止や制限がなされたところも見受けられております。本町議会でも豪雨災害前ではございましたけれども、6月定例会では町当局の人的、あるいは時間的負担を軽減し、コロナ対応等への業務執行を側面から支援することを重視するという一方で、一般質問でも自粛という対応を全議員確認のもと取ったところですが、一部住民の方から、議会としての職務放棄ではないかというような御指摘もあっております。状況がそれぞれ異なるので、一概に判断すべきものではございませんが、緊急事態下での首長と議会の関係は、その情報量の差、時間的制約などから、執行権者としての町の活動を支援する立場を議会としては基本とするべきだと考え、コロナ対応、災害対応につきましても町の方向性を十分に注視しながら町が即効性を持って機動的に対処できるように支援すること、そういったものを私自身基本スタンスにというふうにも今回考えております。本町議会の6月定例会での対応も、各委員会、全員協議会、本会議の議論を尽くしていく前提での一般質問自粛であり、具体的な議論を放棄したものでもなく、一般質問への対応準備業務等から、関係職員の皆さんを開放し、その負担軽減を図ることが最終的には公共の利益にかなうものであるとの判断でございました。また、今回の台風10号接近により、本定例会も同様の趣旨により、開会を1日遅らせるという対応をとったところでございます。このような議会としての対応の趣旨は、議会だより等でもお知らせをしているところですが、町民の皆様方の御理解を得るために、あえてこの場をかりまして、私1議員の立場でございますが、ここで再度触れさせていただいたところでございます。そのような度重なる災害対応と同時に、いまだ収束の道筋も見えないコロナ禍の中での初めての冬、冬期を迎えようとする中で、今回同時流行が心配されておりますインフルエンザ等の呼吸器系疾患予防について、今期は特に重要であると言われておりますけれども、例年とは異なる状況にある本年度におきまして、町の対応につきまして、私自身よく見えてこなかったため、今回の一般質問ということになったわけでございます。以下本題に入ります。インフルエンザワクチンの需要と供給の見込みにつきましてでございますが、まず最近のインフルエンザや、あるいは同様の呼吸器系疾患でございます肺炎球菌ワクチン予防接種の対象者あるいはその実績等につきまして御報告をいただければと思います。子供さん方を対象としたものを始めといたしまして、予防接種の他にもるあるわけですが、呼吸器系疾患の予防接種として助成措置があるものということでの視点から、この2点につきましての2種類の予防接種につきましてのわかる範囲での近年の実績をお知らせいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） コロナ禍でのインフルエンザ、もうこのことについては非常に皆さん御心配なところ。またマスコミ等でも早々に取り上げておられるところ。先ほどの加賀山議員の質問の中にもあ

りましたように、コロナ禍での避難生活をどのようにするかということで、そのこともう事前にいろいろと担当課がほんとに複数の課が集まって対応をしてきました。その結果ある程度成果があったのではないかと考えています。コロナ禍でのインフルエンザ対応につきましても、あさぎり町内、それから多良木公立病院の院長も含めて、医療連携の会議の中でいろいろと先生方の御意見も伺っておりますので、担当課長より説明をさせていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それではインフルエンザ、それから肺炎球菌の実績につきまして、これは町が助成対象としております65歳以上の高齢者につきまして、その接種率等につきまして御説明いたしたいと思います。インフルエンザにつきまして、過去5年間の対象者数につきましては、おおむね5,500人前後となっております。それから受診率につきましては、56%から58%台というようなところで推移しております。接種者につきましては3,000人から3,300人程度というような実績でございます。それから肺炎球菌につきましては、平成30年度までは1,200人前後が対象となっております。これは65歳から5歳刻みの方が対象になるというようなことになっておりましたので、数は1,200人前後が接種の対象者でございました。その中で受診率としましては、63%から68%、ぐらいで推移しております。接種者につきましては、多いときで888人というようなこととなっております。肺炎球菌につきましては、平成30年度までで5年間のワンサイクルが終わりまして、平成元年度からは第2巡目に入ります。これはそれまでに肺炎球菌の予防接種を受けられなかった方、それから受けなかった方を対象にいたしておりますけれども、この対象者の方が582人で、受診率が44.3%。接種者は258人というようなことになっております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 御報告をいただきました。おおむね6割前後というふうに今御報告を聞いて認識をしたわけですが、この接種率はあくまでも町としての助成対象の皆さん方ということで、これが全住民を対象とした場合にですね、接種率なかなか把握できないだろうと思いますが、先ほど言いましたように今回のコロナ禍の中でのインフルエンザ流行については大変国も危機感を持っているようでございますが、その中で、これはマスコミ報道の中でも私情報ですので、正確かどうかわかりませんが、今期のインフルエンザワクチンについては、およそ6,300万人分が確保されているというようなふうに聞いております。これ単純計算でいきますと2人に1回というかですね、要するに半分の確か全人口とした場合には接種できないというような数字のようにございますが、今回この新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの関係についてもこれもちよっとある医療関係の方に聞きますと、こういったコロナ対策進むとインフルエンザ流行も抑えられるのではないかというような話もあるようでございますし、また何ていうんですかね、相互干渉というんですか、ウイルス同士の何か相互の作用で両方が同時に大流行することはないんじゃないかというような話も、これどこまでの真偽かわかりませんが、いろいろ聞いたりをします。ただし、でもインフルエンザワクチンは今年に限っては、きちんと接種した方がいいよというのが医療関係者の方から聞く範囲ではもう間違いなく統一した見解のようでございます。そういった中で、住民の皆さんがそういった認識が高まりますと当然、任意の予防接種を含めまして、要望が、接種を希望される方が増えるわけでございますが、そういった中での需要供給との関係で、供給が逼迫するのではないかというような懸念も一方であるようでございますけれども、なかなかこの見通しは難しいとは重々承知しておりますが、本町あるいはこの当地域でもですね、そのワクチンの需要と供給の関係の見込みというのがもしある程度見込みが立っておるようでございましたら、御報告をいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） このワクチンの見込みにつきましては、議員がおっしゃったようなことでございますけれども、厚労省の発表としましては、昨年度より7%多い量の供給という事で、6,300万人分ぐらいの見込みというようになっております。ただワクチンの製造業者に対しましても増産を依頼しているというようなことも書いてありましたけれども、ワクチン製造にはかなり時間がかかるというようなことも言われております。そういったことで、救急に増産ができればしないのではないかとというようなことで考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 今も課長からございましたとおりワクチンの増産も難しいということで、当初の見込み6,300万人分地域にどれだけの供給があるかという問題はあるんですが、最初申し上げましたように、呼吸器系疾患は、コロナとの絡みでややもすると命取りにもなりかねないようなこともあるわけでございますから、私としては、本年こういった状況の中でありましてインフルエンザ予防接種については、住民の皆さんに接種の勧奨というものを強力にすべき年ではないかというふうに思っております。具体的に、費用助成の申し込みのお知らせにつきましてはですね、これは高齢者の方を前提のようでもございましたけれども、広報紙やあるいはあさぎりナビ等で知ることができておりますけれども、現時点で町とされましてはそれ以上の予防接種の勧奨、対策は取られないのかということをお尋ねしたいと思います。厚労省やあるいは日本感染症学会の提言等によりまして、この冬はですねこの同時流行を最大限に警戒をして、医療関係者や高齢者ハイリスク者、小児等について予防接種を強く推奨するというようなことがもう早い段階から出されております。国や県から町への通知等あるいは指導・助言等につきましてはですね、この予防接種の勧奨につきましてはどのようになっているか、あわせてお知らせをいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） インフルエンザの予防接種につきましては、これまでホームページとか町の広報あさぎり等でも掲載しております。申し込みにつきましては9月1日から10月16日までというような期間を設けて申し込みを受け付けております。接種期間につきましては10月1日から12月28日までとなっております。そこで対象者が高齢者というようなことですね、なかなかホームページ等が見られない方が多いというようなこともありまして、勧奨対策としましては、高齢者のサロンであったり、保健師等が出向いております出前講座とかですね、あと本日から複合健診のほうも再開いたしております。こういったところですね、積極的に高齢者の方に接種勧奨のほうを行うようにいたしているところでございます。国の対応ということですね、はい、国につきましてはやはり1番重症化が心配される高齢者、それから医療従事者にをまず最初に言う最優先というようなことで、10月の前半には接種していただくように呼びかけるというようなことにしているようでもございます。そのあと基礎疾患がある方とか、あと子供さんですね、これ小学校低学年ぐらいまでとなっております。それから妊婦さんですね、そういった重症化が心配される方をその次の10月中にというようなことで書いてありましたけれども、できるだけワクチンが不足するし始める前にですね、接種していただきたいというようなことで、国のほうでも勧奨を行うことにしているようでもございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、私が知りえている範囲では10月ぐらいから高齢者等、そういったあるいはハイリスク者順次その接種を開始していくというようなふうに聞いておりますけれども、そういった国が定めると言っております高齢者ハイリスク者等以外の一般の方々も、先ほど言いましたように希望される方が増えるかもしれません。そういった場合に予防接種希望者が殺到しまして、予防接種を受けるために医療機関が混乱するようなことももしかすると考えられるかもしれない。あるいは逆に予防接種率が向上せ

ずに、実際の流行期になったときに、インフルエンザが発生が流行し、そしてそういった今のコロナ禍の中での医療機関の同時流行ということでの混乱、そういったものもまた逆のというか大きなリスクがあるように感じております。あるいは先ほどから触れておりますとおり希望者に対応できるだけのワクチンの確保ができるかどうかそれもまた疑問であります。あるいは同時感染リスクを恐れて、他のいろんな症状を持っておられる方々が医療機関を受診されない、それによってそのことによります御自分がお持ちの持病の重症化、とにかく今回この冬ですね、コロナ禍という特殊な事情の中で、そういったいろんなリスクが、例年にないようなリスクがですね、一般の住民の方々にとってですね、発生する可能性がある。そういったことがあるという前提で、今申し上げておりますような今年去年までにないこういった状況の中でのインフルエンザ予防接種というのは、取りうる具体的な方策の一つであるというふうに私は思いますし、実際そのように国は言ってるわけですよね。ということであれば、町としてですね、通常、例年どおりの予防接種の勧奨ではなくて、もうちょっと強いというか、そういった形での予防接種の推奨を今からでも十分間に合うと思いますので、やっていくべきではないかというふうに私思ひまして今回この問題を挙げております。その付近につきまして、もし町長よろしければどのようにお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、もうほんとに議員おっしゃるとおりだと思います。もう、町が推奨して勧奨して、できるだけ多くの方に1人でも多くの方にインフルエンザの予防接種をしていただきたい。そのための広報も努めていきたいと思ひます。ただやはり、供給のほうが昨年の実績に対して7%しか増えてないということは、やはり製薬メーカーがそのくらいの需要しかないというような一つの読みもあるんじゃないかと思ひます。やはり製薬会社もメーカーですので、売れ残った不良在庫をどうするのかということもやはり考えながら、コロナ禍の中でそういうふうな業界の中で生産量を取り決めての7%増というところもあるんじゃないかと思ひます。それからそれが業界のほうから見たときの考えですけれども、そういう中で、町も医療連携の中で、あさぎり町の医療関係の先生方にそのようなお願いをしましたけれども、去年の実績しか入ってこないというようなお話でした。ですので、そういう中でやはりいろんな手だてをしながらですね、インフルエンザの予防接種を受けていただくように広報しながら、また数が増えるようであれば医療関係にお願いしてワクチンの仕入れを増やしていただく、そういうお願いもしていかなければならないと思ひます。またそれともう一つ、もう本当にアナログ的な考え方ですけれども、コロナと同じで、やはり3蜜を避ける、うがい、手洗いを励行する、原始的なやり方かもしれませんが、それによって、コロナと同時にインフルエンザの感染も予防していくと。そういう広報もあわせてしていきたいと思ひます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今町長からございましたとおり、どのようにこちら勧奨してもですね、あるいは希望者が増えても、前提となるワクチンの供給が滞った場合にはですねなかなかそのところに答えることができないというような事例も出てくるかと思ひます。確かに医療機関のほうでもワクチンがどれだけ入るかということで、先ほどありましたとおり昨年度の実績云々というようなこともあるようでございますが、しかしコロナ対策の中で、ワクチンの供給とかですね、あるいはもうちょっと言いますと、コロナのワクチンの製造の問題とか、あるいは特効薬の問題とかそういったものはもう国レベル世界レベルの中で大きな部分の中でやっていただかないとなかなか一町村でどうこうすることができることではございません。しかし、そういった国が進めるコロナの対策とあわせて、最前線の自治体として、とれる対策というのはですね、住民の方々と日常接している我々の立場の中では、やれることは社会活動経済活動の大きなリスクとなっている部分を減らしていくそういった町として今現在取り組んでいただく支援とあわせて、こういった根本的な健康問題に関してですね、一自治体としても取れる部分が住民の方と日常接しているがゆえ

にですね、場面というのがある。そういったものを1本の一つの方策でございますが、何べんも言いますがインフルエンザとのですね同時流行は、阻止をしないと、あるいは最小限にしないと医療機関がこの冬大混乱をもしたら、他の場面に物すごく大きな影響を与えてくる。それ最初のころに、日本全国で発生したところですね、医療機関のことが今検証的にいろんなテレビ番組等も出てまいりますが、この地域でこの冬、あるいはこの冬に行かなくてこの秋から以降でもですね、コロナがまた新たに発生しないと誰も断言できないと私は発生する前提で物事を考えていくべきだと思っておりますので、そういった中で、このインフルエンザ対応は繰り返しになりますが、やればできる範疇があるということですから、今からでもですね、これからでもまだこの他コロナ対策につきましては、やれることはすべてやるという前提で、当然町長も思っていたらと思います、その中の一つであるというふうに私は思っております。そのことをですね、ちょっと最後にちょっと強く申し上げまして、ぜひこの冬コロナがもちろん出ないことが第1でございますし、あわせて最悪同時流行になるというような不幸な事態にならないようにですね、何とか皆さん方のお力をいただきながらですね、防ぐ方法をですね実現をしまして、何とかこの冬乗り切れればと思っております。以上をもって一般質問を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これで1番、小谷節雄議員の一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました本日はこれにて散会いたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午後4時23分 散会